



民事訴訟事件に関する分析

1 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因

1. 1 はじめに

民事訴訟事件については、第1回報告書、第2回報告書を通じて、統計データの分析による長期化要因の分析、事件類型ごとの長期化要因の検討を行ってきた。

とりわけ、第2回報告書では、特に審理に長期間を要する事件類型を取り上げ、その類型別にそれぞれ長期化要因を検討した上で、審理を長期化させる主な要因として、審理対象の量や訴訟の規模にかかわる問題（争点多数、当事者多数）、専門性にかかわる問題、証拠にかかわる問題（証拠の不足、収集困難等）、関係者にかかわる問題（訴訟関係者である当事者等の態度・考え方、訴訟活動の在り方、執務態勢）を挙げることができると指摘した。また、当事者の主張や立証が不十分な場合に、裁判所が実態に即した結論を出すべく、当事者に主張や立証の追加を指示するため、審理に時間を要するという裁判所の姿勢の問題や、弁護士の繁忙状況、期日間準備の在り方についても検討を行う必要があることにも触れた（第2回報告書207頁）。以上のような問題等を全般的にみると、民事訴訟事件の長期化要因を検討するためには、訴え提起前や期日間の弁護士の活動の実情を把握することが不可欠であるが（第2回報告書9頁）、第2回報告書までに行ってきた統計データの分析や裁判官ヒアリングによっては、その実情を把握することは困難であるなど、その検討にも限界があったといえる。

そこで、第2回報告書の公表後である平成20年1月から10月の間に、日本弁護士連合会の協力の下、弁護士からのヒアリング調査を実施し、弁護士の訴訟に向けた準備の実情、依頼者との関係等について聴取する機会を得ることができた。こうした情報も踏まえて、これまで主として事件類型別に行ってきた民事訴訟事件に関する長期化要因の検討をより根本的、普遍的な検証に高めるべく、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因を検討し、これを実証することを試みた。その結果、①主に争点整理の長期化に関連する要因、②主に証拠収集に関連する要因、③専門的知見を要する事案に関連する要因、④裁判所、弁護士の執務態勢等に関連する要因の4つに大別した上で、これらの要因の背景にあるといえるより具体的なレベルの要因を整理、抽出することが可能となった。

以下、その内容を紹介する。

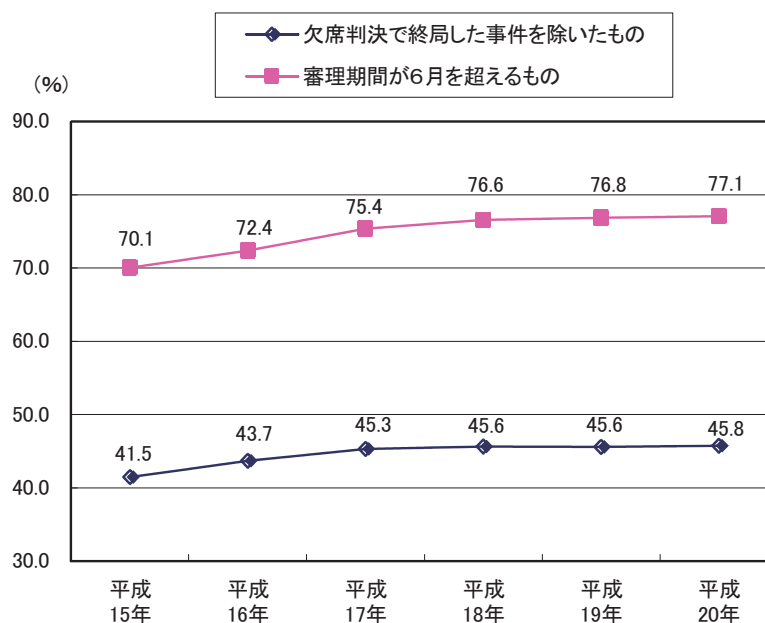
1. 2 主に争点整理の長期化に関連する要因

1. 2. 1 はじめに

審理の長期化の要因について、第2回報告書では、人証数が多くなるに従い、平均審理期間が長くなるが、手続段階別にみると、争点整理手続の平均期間が長くなることの影響が大きいことを指摘した（第2回報告書23頁～32頁。なお、第1回報告書32頁～37頁も参照。）。この点、平成20年の統計データをみると、争点整

理実施率は比較的高い割合を保っており^{*1}、特に実質的に争点整理を必要とする事件の占める割合が高いと考えられる審理期間が6月を超える事件においては、8割近くの事件で争点整理手続が実施されている（【図1】）。また、人証調べを実施して判決で終局した事件の手続段階別の平均期間についても、全体の審理期間のうち6割程度が第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間（争点整理期間）となっている（【図2】）。そして、審理期間が長くなるに従って、争点整理期間は長くなり、争点整理期日回数^{*2}も増加している（【図2】、【図3】）。さらに、集中証拠調べの実施率も、8割近い（79.6%）^{*3}。

【図1】 争点整理実施率(民事第一審訴訟(過払金等以外))



このようなデータから、争点整理を実施した上、集中証拠調べを行う審理方法が相当定着しており^{*4}、長期化する事件では、人証調べではなく、主として争点整理に時間を要していることがうかがわれる。したがって、争点整理に充てられる期間の長期化が、審理期間全体の長期化の大きな要素であるといえる（第2回報告書30頁参照）。

前記Ⅱ1.1.3において指摘したとおり、審理期間が2年を超える事件は、そもそも民事第一審訴訟（過払金等以外）の6%弱であるから、当然のことながら、争点整理期間の長期化の問題も、このような一部の事件を中心として生ずることになる。このような事件は、そもそも専門的知見を必要とするなど一定の困難な事件類型に属するものが多いと考えられるが、争点整理手続が長期化する要因としては、各種事件類型に固有のもののみではなく、各種事件類型に共通するものが存在すると考えられる。そして、このうち後者については、必ずしも先に述べたような一部の事件（審理期間が2年を超える事件）に限られるものではなく、より広く民事訴訟事件一般の迅速化にかかわる要因として、示唆に富むものと考えられる。そこで、まずはこのような各種事件類型に共通する要因について、以下1.2.2ないし1.2.4において、訴訟の準備段階における事情、訴訟における事情（当事者側及び裁判所側）の各段階に分けて、時系列に沿った、いわば縦軸の検討を行い、次に、1.2.5において、争点多数・当事者多数の事案、専門的知見を要する事案等の事件の属性に基づき争点整理が長期化しがちな事件類型を取り上げ、縦軸の検討のみではまかなえない、いわば横軸の検討を行った。また、その上で、医事関係訴訟、建築関係訴訟といった、一般に事件が長期化しがちと言われている個別事件類型については、後記2以下のそれぞれの該当部分で、その事件類型に特有の長期化要因

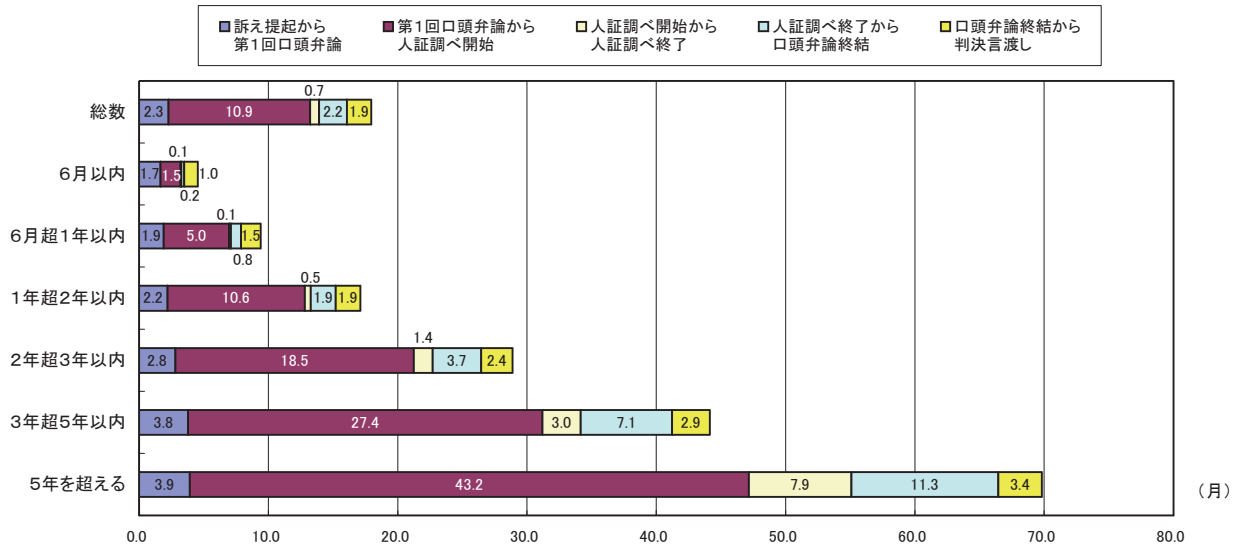
*1 争点整理手続とは、準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続をいう。

*2 争点整理期日回数とは、準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の回数をいう。

*3 集中証拠調べの実施率とは、2人以上の人証を尋問した事件について、1回の期日又は相互に2週間程度以内の近接した複数の期日にされた尋問（集中証拠調べ）の実施率をいう。

*4 主張整理を口頭弁論手続で行う場合もあり、争点整理手続を実施していない事件でも、争点整理を実施している事件があると考えられる。東京地方裁判所プラクティス委員会第三小委員会「民事訴訟の運用に関するアンケート結果(1)『主張整理関係』(中間とりまとめ)」判例タイムズ1268号29頁(平成20年)参照。

【図2】 人証調べを実施して判決で終局した事件における審理期間別の各手続段階の平均期間の状況 (民事第一審訴訟事件)

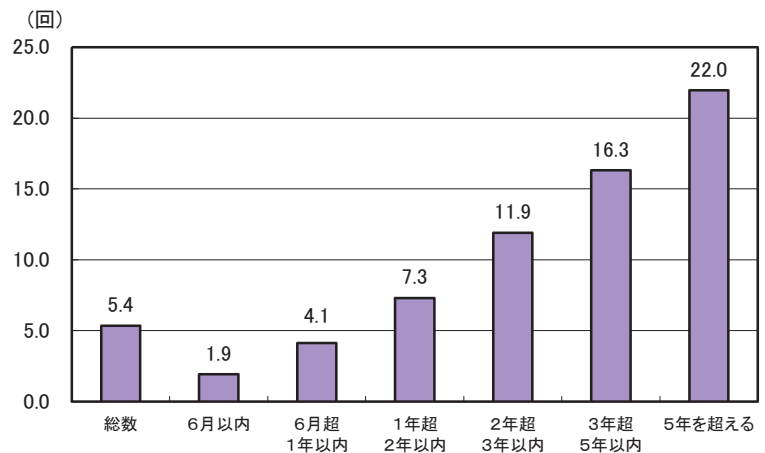


審理期間	事件数	訴訟提起から第1回口頭弁論 (月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始 (月)	人証調べ開始から人証調べ終了 (月)	人証調べ終了から口頭弁論終結 (月)	口頭弁論終結から判決言渡し (月)	合計 (月)
総数	17,099	2.3	10.9	0.7	2.2	1.9	18.0
		12.7%	60.9%	3.9%	12.0%	10.5%	100.0%
6月以内	992	1.7	1.5	0.1	0.2	1.0	4.5
		36.7%	33.8%	1.4%	5.0%	23.0%	100.0%
6月超1年以内	4,402	1.9	5.0	0.1	0.8	1.5	9.4
		20.2%	53.7%	1.6%	8.3%	16.2%	100.0%
1年超2年以内	8,273	2.2	10.6	0.5	1.9	1.9	17.1
		12.9%	62.0%	2.8%	11.3%	11.1%	100.0%
2年超3年以内	2,330	2.8	18.5	1.4	3.7	2.4	28.9
		9.7%	63.9%	5.0%	13.0%	8.4%	100.0%
3年超5年以内	953	3.8	27.4	3.0	7.1	2.9	44.1
		8.6%	62.1%	6.7%	16.0%	6.6%	100.0%
5年を超える	149	3.9	43.2	7.9	11.3	3.4	69.8
		5.6%	61.9%	11.4%	16.3%	4.8%	100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

を中心とした分析を行うものとした。なお、証拠収集に支障が生じると、争点整理の長期化を招く場合が多いが、証拠収集に関連する要因については、後記1.3において述べる。

【図3】 審理期間別の平均争点整理期日回数 (民事第一審訴訟事件)



※ 準備的口頭弁論手続又は弁論準備手続を実施していない事件を除く。

1. 2. 2 訴訟の準備段階における事情

(1) 訴え提起前の調査、検討の困難性

訴えを提起するに当たり、原告は、事実関係を確認し、証拠を収集するなどの準備を整える必要がある。民事訴訟事件においては弁護士が原告の訴訟代理人となる事件が7割以上を占めるが（前掲Ⅱ1.1.3【表18】参照）、この場合の訴え提起前の準備としては、弁護士が、依頼者から事情を聴き取り、依頼者の保有する資料の提出を受けることが中心になると考えられる。しかし、弁護士ヒアリングでは、依頼者本人が資料を収集することは困難である、依頼者の資料の保管が不十分な場合がある、依頼者が資料の重要性に気付いておらず、弁護士にも資料の存在を伝えない場合がある、依頼者の資力上の都合で十分な調査ができない場合があるといった指摘がされた^{*5}。このように依頼者が十分な資料収集をできない場合には、弁護士としては、証拠関係を含めた事案の全容を把握するのが困難となる。もとより、訴えを提起するに当たっては、原告は、自己の言い分を、法律の定める特定の権利等の主張に置き換えて申立てをしなければならず、このような権利等を主張するために必要な事実関係を主張して、これを裏付ける証拠を提出しなければならないのであるが、訴え提起前の調査が十分に行われないと、自己の言い分に関する法律構成を決めるのも困難になる^{*6}。

また、弁護士ヒアリングにおいて、相手方の主張により事実が判明する場合があるとの指摘がされたように、紛争の相手方も多くの証拠を保有していることから、弁護士としては、訴え提起前に、依頼者のみならず相手方の保有する証拠関係についても検討しておくことが望ましい。また、どの点について手厚く主張・立証を行う必要があるかは、争点、すなわち権利等の存否を判断する上で必要な事項について相手方の主張と食い違う部分が何かによって異なるので、訴え提起前の調査においては、相手方の主張を把握して争点を整理しておくことが望ましい。このように訴え提起前の調査においては、本来は、相手方との間での争点整理や証拠開示が有用であると考えられる。しかし、弁護士ヒアリングにおいては、訴え提起前の交渉では、相手方の反応を見ることや和解の可否に主眼がある、手持ち資料を相手方に見せることのリスクを考慮する、訴えの提起前における証拠収集等の手続は利用しにくい、といった指摘がされ、訴え提起前に相手方との間で争点整理や証拠開示を行うことは少ないようであった。この点は、訴え提起前に相手方と交渉を行う頻度が高いと思われる企業法務の分野においても同様であった。そして、裁判官ヒアリングにおいて、訴え提起に際して、弁護士が、当事者本人からの相談以外に特段の調査をしていないと思われる場合があると指摘されている点は、訴え提起前に相手方と証拠開示等を行わないという弁護士ヒアリングの結果とも符合する。また、統計データをみても、例えば、訴え提起前の証拠収集処分はほとんど利用されないまま推移している（【図4】）。この原因としては、制度自体の使いにくさ等も指摘されているところであるが^{*7}、前記のとおり、訴え提起前に相手方からも証拠収集を行って訴訟戦略を練るといふ考え方の弁護士が多くないことも原因の一つとして考えられる。そして、訴え提起前に相手方からも証拠を収集するという実務慣行が存在しないとの指摘もあるところである^{*8}。

*5 加藤新太郎ほか「事実認定と立証活動 書証を読み解く」判例タイムズ1210号7頁〔馬橋隆紀発言〕（平成18年）でも、弁護士が依頼者から相談を受けた段階における証拠収集や選択の困難について指摘されている。

*6 田原睦夫「訴訟の促進と審理の充実—弁護士から」ジュリスト1317号54頁（平成18年）参照

*7 訴えの提起前における証拠収集処分等では、提訴予告通知（民事訴訟法132条の2）が必要とされ、相手方の意見を聴く必要がある（同法132条の4）。したがって、申立人が予定している訴えの概要とともに、訴え提起前における証拠収集処分があったこと、その請求先がどこであるかなどについても相手方が知ることができることになっていることが、この制度があまり利用されない理由の一つであるとの指摘がある（加藤新太郎ほか「事実認定と立証活動 証拠・データ収集の方法と事実認定」判例タイムズ1248号5頁〔山浦善樹発言〕、10頁〔村田渉発言〕（平成19年）参照）。

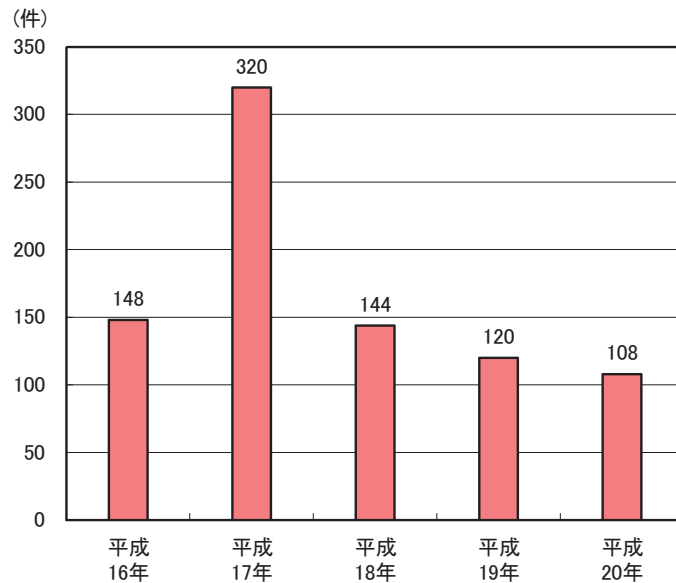
*8 伊藤真ほか「改正民事訴訟法の10年とこれから(1)」ジュリスト1366号142頁〔清水正憲発言〕（平成20年）参照

さらに、弁護士ヒアリングでは、早期差止めの必要性、時効の切迫といった事情があるため、準備不十分なまま訴えを提起せざるを得ない事例があることも指摘された。このほか、弁護士ヒアリングでは、訴え提起前に証拠収集等の調査を余り行わない理由として、原告側の主張を被告側が全面的に否認するケースでは、訴え提起前に時間を費やすよりも、訴えを提起した方がトータルとしての解決が早いという考え方があることも指摘された。

このように、依頼者が十分な資料収集ができない場合があることや、訴え提起前に相手方との間で

争点整理や証拠開示を行うことが少ないこと、準備が不十分なままでも訴えを提起せざるを得ない場合もあること等の事情により、訴え提起前の準備、検討が十分になされない場合がある。このような場合には、訴訟係属中に新たな事実が判明することになりやすく、判明した事実に応じて法律構成や事実の主張を変更するとすると、相手方の反論も変更することになるなど、争点整理が長期化することになる。

【図4】 訴え提起前の証拠収集処分の新受件数
(民事第一審訴訟事件)



(2) 被告側特有の事情

前記(1)のとおり、原告は、訴えを提起するに際して、自己の判断で、主張する権利等を特定し、これに沿った事実関係の主張及び証拠の提出を行うことができる。これに対して、被告は、このような原告の訴訟活動に対応して反論、反証しなければならない立場にある。弁護士ヒアリングでは、その立場特有の事情として、被告となった依頼者が弁護士に相談する時期が遅い場合がある、原告の主張が不明確な場合には、何について反論してよいか分からず、原告の主張が明確になるまで反論の準備ができないといった指摘がされた。このうち、弁護士に相談する時期の遅れに関しては、2006年民事訴訟利用者調査（以下「2006年利用者調査」という。）の結果をみても、被告は、原告に比べ、裁判になるかどうか明らかになる前から弁護士に相談していた割合が顕著に低くなっている（弁護士に初めて相談した時期について、「裁判になるかどうか分かる前」であった割合は、自然人原告69.3%、法人原告64.6%に対し、自然人被告25.5%、法人被告26.3%である。）^{*9}。このように、被告側特有の事情として、弁護士への相談時期が遅いこと、原告の主張が不明確な場合や訴え提起前の交渉等に弁護士が関与していない場合には、被告としては反論すべき事項が判明しないことが挙げられる。この場合、被告側の準備が遅れる結果、被告側の実質的な答弁の提出、すなわち実質的な争点整理の開始までに時間を要する上、当事者双方が、それぞれ相手方の主張や手持ち証拠の内容が明らかになるまで、自らの主張や証拠を明らかにしないという様子見的な訴訟対応を行うことにもなりかねず、迅速な争点整理が困難になると考えられる。

1. 2. 3 訴訟における当事者側の事情

*9 民事訴訟制度研究会『2006年民事訴訟利用者調査』（商事法務，平成19年）34，35，145頁参照

(1) 弁護士と依頼者との意思疎通等の困難性

弁護士が訴訟代理人となる事件では、訴え提起時に限らず、訴訟が係属している間においても、また、原告側であっても被告側であっても、弁護士と依頼者との間で打合せを行うなどして、訴訟のための準備をする必要がある。弁護士側からみた準備の内容としては、依頼者から事実関係を聴き取るとともに、必要な資料の提出を受けることや、依頼者と協議しながら書面を作成し、裁判所に書面を提出すること等が挙げられる。

このような弁護士と依頼者との間の意思疎通について、裁判官ヒアリングでは、依頼者が重要な事実であることを認識しておらず、弁護士に必要な情報を伝えていない場合があるなどといった指摘があった。この点、弁護士ヒアリングでも、依頼者から十分に事情を聴取できない場合があるとして、1回の打合せで必要な事項をすべて聞き出すことは困難である、依頼者の説明が変遷する場合がある、依頼者の意向の把握が困難な場合があるとの指摘がされた。また、依頼者から資料の提出を受けるに当たっても、依頼者が資料の重要性に気付いておらず、弁護士にも資料の存在を伝えない場合がある、弁護士の指示が依頼者に正確に伝わっていない場合があるといった指摘があった。

このように弁護士と依頼者との意思疎通に齟齬がある場合には、訴え提起前あるいは期日間の準備が十分にできないことになり、資料収集に時間を要するほか、訴え提起後に新たな事実が判明し、主張の変更を余儀なくされるなどして、争点整理が長くなることもあり得る。

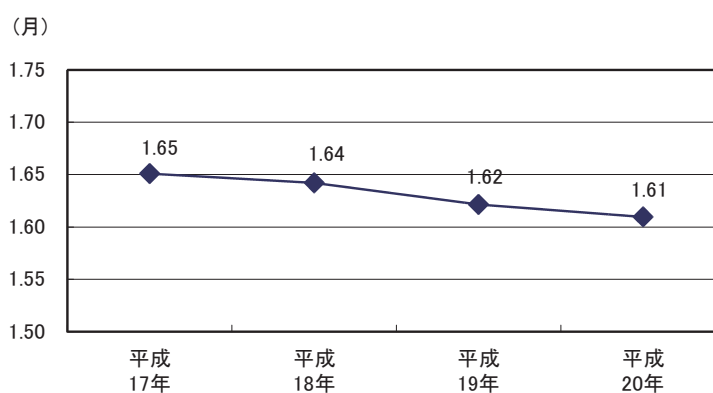
なお、弁護士ヒアリングでは、最近では、依頼者から書面の修正等を求められ、書き直しや確認にも時間を要することが増えたとの指摘もあり、訴え提起時や訴訟係属中の書面作成に費やす弁護士の労力が、従前より増している可能性も考えられる。

(2) 期日間の準備の短縮の困難性

前記(1)のとおり、争点整理期間における準備としては、弁護士と依頼者との打合せ、必要な資料の準備、書面の作成・提出等が挙げられる。この点は、弁護士ヒアリングにおいてその旨の指摘がされたところであるが、このような準備に必要な期間としては、最低でも1か月は必要であるとの指摘が、弁護士ヒアリングのほとんどすべての機会において聞かれた。また、企業法務弁護士ヒアリングでは、1か月の期日間隔があれば準備は間に合うとの指摘が、裁判官ヒアリングでも、期日間隔を1か月より短くすることはない、1か月より短い間隔で期日を指定しても弁護士の準備が間に合わないとの指摘が、それぞれされたところである。

この点、期日間隔に関する統計データをみると、対席判決で終局した民事第一審訴訟（過払金等以外）の事件について、判決言渡し期日を考慮して平均期日間隔を求めると、平成20年は1.61月となっ

【図5】 対席判決で終局した事件の平均期日間隔
(民事第一審訴訟(過払金等以外))

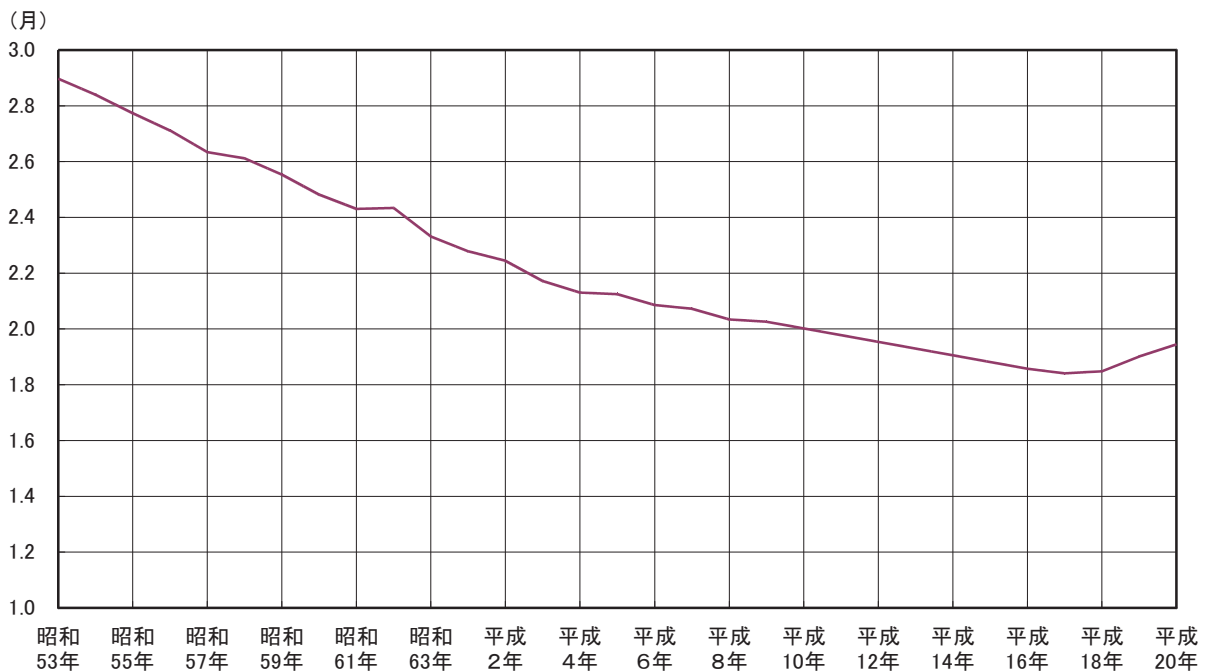


※ 判決言渡し期日として1期日を考慮した上で算出した。

ている（【図5】）^{*10}。この数値は、訴え提起から判決言渡しまでの期間を通じた平均期日間隔であり、争点整理期間中に絞ったものではない（実際には、訴え提起から第1回期日までは2か月前後を要する事件が相当数ある上、口頭弁論終結から判決言渡しの間にも長期間を要する事件が相当数ある。）。また、途中で和解のための期日が設けられた場合には、その期日は統計上カウントされないため、これらの事情を考慮すると、争点整理期間中の期日間隔は、上記数値より若干短くなるものと思われる。なお、民事第一審訴訟（全体）の平均期日間隔の推移を見ると、徐々に短縮してきていたが、平成17年と平成18年は変化はなく、平成19年以降はむしろ長くなっている（【図6】）^{*11}。また、対席判決で終局した民事第一審訴訟（過払金等以外）では、ほぼ横ばいである（【図5】）。

このように、現在の弁護士の業務態勢等を前提とする限り、期日間の準備期間を大幅に短縮することは困難となっており、このような状況が争点整理期間の短縮を困難とする一因になっていると考えられる。

【図6】 平均期日間隔の推移（民事第一審訴訟事件）



(3) 争点の絞り込みの困難性

民事訴訟は、権利等の存否を確定して当事者間の紛争を解決する制度であるところ、このような制度理念に忠実に考えると、民事訴訟の審理においては、法律の定める要件に該当する事実の存否を中心として

*10 なお、平均期日間隔とは、平均審理期間を、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計値で除した数値であるところ、分母となる平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数には、いずれも判決言渡し期日は含まれていない（第1回報告書20頁参照）。

*11 これまでも述べてきたとおり、近時、貸金業者に対する過払金返還請求訴訟が急増している。この訴訟については、これまでのところ、訴え提起後、当事者間で示談するなどして、取下げによって終局する事件が相当数存在する。このように、当事者間での協議を行っており、将来、取下げが予定される場合には、裁判所は、その協議を行うための時間として長めに期日間隔を取って期日を指定することがあり得るところであり、平成19年以降に平均期日間隔が長くなっているのは、こうした影響によるものと考えられる。

当事者の主張・立証が繰り広げられることになる^{*12}。しかし、裁判官ヒアリングでは、弁護士が法律上の判断に不必要な部分まで主張する場合がある、当事者の関心が請求と無関係な部分にある場合があるなどとして、当事者が法律上の判断に不必要な点で争う場合には審理に時間を要することが指摘された。

このように当事者が法律上の判断に不必要な点で争う事情としては、次のことが考えられる。まず、当事者は、裁判に対して、要件事実に限らず、背景事情を含めた事件全体についての真相解明を期待していることが多いと考えられる。すなわち、弁護士ヒアリングにおいては、裁判において真相解明を求める依頼者が多いと指摘されているほか、2006年利用者調査でも、当事者が裁判を起こした理由、応じた理由について、「裁判によって事実関係をはっきりさせたかった」が76.0%と高い割合を示していることや、当事者の裁判官に対する満足度と強い相関関係を有する要因が、「その裁判官は、あなたの言い分を十分に聞いたと思いますか」という要因であることが示されており^{*13}、この結果からも、当事者としては、裁判官に、様々な事情を聴いてもらった上で、事実関係を明らかにしてもらいたいという希望が強いことがうかがわれる。

また、裁判官ヒアリングにおいても、裁判には事案の真相解明が期待されている、弁護士の訴訟技術の巧拙で訴訟の結論が決まるのは相当ではない、当事者がなすべき主張をしなただけで敗訴させるような結論では、控訴審で破棄される可能性があるなどといった指摘が多くされており、裁判官も、裁判には真相解明や紛争の全体的な解決が期待されているとの考え方を少なからず有しているものと推測される。

しかし、事件全体の事実関係のうち、何が法律上の判断にとって重要で、何が不必要かが明らかになっていなければ、事件全体の事実関係を解明しようとする余り、法律上の判断に不必要な事実までにも全精力を費やして審理する結果にもなりかねない。この点、法律上の判断にとって何が重要な事実で何が不必要な事実なのかは、法律家ではない当事者本人にとっては必ずしも明らかではないことが多い。そこで、通常は、弁護士が助言ないし説明をして、法律上の判断にとって重要な事実と不必要な事実とを振り分けて訴訟活動を行うことになるが、紛争の経緯を直接体験している当事者本人にとっては、法律上の判断に不必要と言われても納得できず、法律上の判断にとって不必要と言われる事実も含めて、すべてを裁判で明らかにしたいと考える場合も少なくない。

そして、当事者本人が裁判に対してこのような意向を強く有している以上、訴訟代理人である弁護士が、依頼者の意向に反して主張を絞り込むことは困難な場合が多いと考えられるところ、弁護士ヒアリングでも同様の指摘が多数されている。

さらに、当事者の一方が、このような法律上の判断に不必要な点まで事実を主張した場合、相手方としては、このような主張が真に不必要なのか定かではなく、また、法律上の判断に必要な他の事実の認定にも影響しかねないとの懸念もあるため、不必要とは考えていても反論せざるを得ないと考えられる。このことは、弁護士ヒアリングにおいて、不要と思う点であっても、相手方が主張すれば反論せざるを得ないと指摘されているところであり、さらには、依頼者から反論するよう要望されると反論せざるを得ないと指摘もされている。

以上のような事情から、当事者が法律上の判断に不必要な点まで事実を主張し、これについて争われ、争点の絞り込みが困難となって、争点整理に時間を要する場合があるという実情が確認されたといえる。

(4) 審理期間に影響を与える訴訟活動

*12 権利の発生や消滅といった効果は、民法等の法律が定める要件に該当する事実が認められて初めて生ずることになる。例えば、権利の発生を主張する当事者は、その権利の発生について規定する法律の要件に該当する事実を主張し、立証しなければならない。

*13 民事訴訟制度研究会・前掲注9・98頁以下、山本和彦ほか「2006年民事訴訟利用者調査の分析」ジュリスト1348号219頁〔菅原郁夫発言〕（平成20年）参照

当事者が期待される訴訟活動を十分に行わない場合や、逆に必要な程度を超えた訴訟活動を行う場合には、それが審理期間に影響を与えることが考えられる。

当事者に期待される訴訟活動としては、まず、原告は、訴状において、請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実としての請求の原因のほか、請求を理由付ける事実やこれに関連する事実で重要なものを証拠とともに記載しなければならないとされている（民事訴訟規則53条1項）。これは、裁判所に対して事案の概要を早期に明らかにし、裁判所が事案の特性に応じた審理方式に振り分けるための重要な記載事項である。にもかかわらず、裁判官ヒアリングでは、弁護士が訴状に要件事実、すなわち請求を理由付ける事実しか記載しない（これに関連する事実で重要なものの記載がない）場合があると指摘され、そのために紛争の実態を把握するのに時間を要する旨指摘された。この点、民事訴訟実態調査研究会が実施した平成3年の新受民事第一審訴訟事件（第1次調査）及び平成12年の同新受事件（第2次調査）の事件記録の調査（以下「民事訴訟の計量分析調査」という。）では、訴状の記載について、態様1：「請求の趣旨及び請求を特定する事実のみ」、態様2：「態様1に加え、請求の理由を示す事実も含む」、態様3：「態様2に加え、請求を理由付ける事実に関連する間接事実（事情）も含む」、態様4「その他」という分類により、記載状況の調査が行われているところ、第2次調査では、態様3の占める割合が2割に満たなかった第1次調査時よりも態様3の割合が増えたものの、全体の24.2%であり、双方に代理人が付いた事件に限ってみても32.0%であったと報告されている^{*14}。

また、民事訴訟の審理においては、一方当事者の主張に対して相手方が反論するというプロセスが繰り返されるが、一方当事者の主張が不明確な場合には、相手方は何について反論すればよいか分からないため、上記プロセスに支障を来すことになる。したがって、当事者には主張を明確にすることが期待されるが、弁護士ヒアリングでは、相手方の主張が整理されておらず、何について反論すればよいか分からない場合や、相手方が釈明しないまま、争点整理期日を重ねる場合についての指摘がされた。

その他、裁判官ヒアリングでは、準備書面の提出期限が守られない場合や、弁護士同士が期日間に和解のための交渉を行わない場合等が指摘され、迅速な手続進行について当事者の協力が必ずしも十分でない場合もあることがうかがわれる。

東京地裁本庁における民事通常事件を担当している36か部の裁判官に対するアンケートにおいても、争点整理に関し、当事者サイド、特に代理人弁護士に期待したい事項として、「準備書面や書証の提出期限を遵守してほしい。」、準備書面の内容について、「紛争の実態を早期に把握してこれを適切に裁判所に伝える努力をしてほしい。裁判所は白紙の状態では事件を担当することを考え、わかりやすい準備書面を提出してほしい。」との指摘があった。そのほか、前記(3)にもかかわる点ではあるが、「事実、事情を羅列するのではなく、法律構成や争点との結びつき、要件事実を意識して主張してほしい。争点に関する重要な事実と周辺事実との振り分けを明確にしてほしい。」「法律論の骨子が分かる端的な主張をしてほしい。」などの、法律的な主張の構成を明確にした準備書面を期待する意見があった^{*15}。

他方、必要な程度を超えた訴訟活動としては、前記(3)のとおり、法律上の判断に不必要な点まで事実を主張する場合がある。また、企業法務弁護士ヒアリングでは、争点整理についての発言として、争点に照らして過度に大部の準備書面を提出する事例が挙げられ、当事者としては、主張の分量で相手方に下回るわけにはいかないと考えるため、同程度の分量で反論せざるを得ないと指摘もあった。前記の東京地裁本庁における民事通常事件を担当している裁判官に対するアンケートでも、準備書面の内容について、「裁判例を長々と引用したり、ひたすら自己の主張を繰り返したり、無益な事情を記載するなど、準備書

*14 民事訴訟実態調査研究会『民事訴訟の計量分析』（商事法務研究会、平成12年）86頁、同『民事訴訟の計量分析（続）』（商事法務、平成20年）154、167頁参照

*15 東京地方裁判所プラクティス委員会第三小委員会・前掲注4・40、41頁参照

面が不必要に長く、中身のないものが散見されるのでやめてほしい。」との指摘があった^{*16}。このような場合には、争点整理に時間を要することになる。

以上のように、当事者が期待される訴訟活動を十分に行わない場合や必要な程度を超えた訴訟活動を行う場合には、争点整理に時間を要することになるものと考えられる。

(5) 当事者（代理人を含む。）の意識

ア 迅速な進行についての意識

次に、これまでの検討の背景となる代理人を含む当事者の意識についてであるが、裁判官ヒアリングでは、全国的な規模で行われている訴訟で、他庁での進行に合わせるよう当事者が希望する場合や、相続関係訴訟で、当事者が時間をかけた進行を希望する場合があるなど、当事者が迅速な解決を求めない場合があるとの指摘があった。

当事者本人（依頼者）の意識としては、弁護士ヒアリングでは、迅速な解決よりも真相解明を求める依頼者が多い、迅速な審理よりも、依頼者が裁判でやれるだけのことをやると納得することが重要であるとの指摘があった。この点は、裁判官ヒアリングにおいても、前述のとおり、迅速な審理よりも真相解明を求める声が強いなどといった指摘がされている。さらに、前記(3)のとおり、2006年利用者調査においても、当事者が裁判官に様々な事情を聴いてもらった上で、事実関係を明らかにしてもらいたいという希望が強いことがうかがわれる。

しかしながら、他方で、弁護士ヒアリングでは、依頼者は早期解決を望んでいる、訴訟の結果が生活に影響を及ぼす事件の依頼者等は迅速な解決を望む傾向があるとの指摘もされた。裁判官ヒアリングにおいても、当事者本人は迅速な解決を望んでいる可能性があるとの指摘がされた。実際に、2006年利用者調査においては、「裁判を終えて、かかった時間をどのように思いますか」との質問に対し、41.8%が「やや長い・長すぎる」と答えており、特に、自然人原告は46.0%、法人原告は44.8%が「やや長い・長すぎる」としている^{*17}。真相解明を強く望む当事者も、審理期間の長さに関心ではないことがうかがわれるのであり、この当事者の意識を前提とすれば、充実した審理を行いつつ、審理期間の短縮を図る施策の検討が課題となると考えられる。

イ 裁判所と当事者の役割分担についての意識

争点整理における裁判所と当事者の役割分担についての意識として、弁護士ヒアリングでは、裁判官に争点整理時点における暫定的な心証を示しながら争点を整理してもらいたいとの意見が多く聞かれた。このような意見の中には、裁判官の心証を把握して事件に対する認識を共有したいとの意識を指摘するもの、裁判官の心証が開示されると、依頼者を説得しやすい、議論が整理されるといった効用を指摘するもの、当事者同士で争点整理案を作成することは困難であるといった実務上のあい路を指摘するものがあった。また、企業法務弁護士ヒアリングでも、裁判官には、心証を示すなどしながら、積極的に争点を整理してもらいたいとの意見が多く聞かれ、裁判官の心証が分からないと、考えられる主張やささいな主張でもすべて準備書面に記載するため、争点が無用に拡散するなどといった指摘もあった(もともと、いずれのヒアリングにおいても、裁判官の心証開示によって当事者の主張が制限されることを懸念する指摘もあった。)。裁判官ヒアリングにおいても、争点整理手続の進行を裁判官任せにされる場

*16 東京地方裁判所プラクティス委員会第三小委員会・前掲注4・40、41頁参照

*17 民事訴訟制度研究会・前掲注9・155頁

合があるとの指摘が多くされた^{*18}。

このような指摘に係る傾向は、裁判官に争点を整理してもらいたいという弁護士の意識の表れとみることができる。このように、現状では、多くの弁護士の間で、裁判所に心証を示しながら積極的に争点整理をしてもらいたいとの意識があることが確認されたといえる^{*19}。

1. 2. 4 訴訟における裁判所側の事情

(1) 争点整理への裁判官の関与の姿勢について

前記1.2.3(3)のとおり、弁護士は、依頼者との関係においても、相手方との関係においても、主導的に主張を絞り込んで争点を整理することが難しい立場にあることが多い。したがって、第三者である裁判官が、当事者に対して、その訴訟において客観的に重要と考えられる争点は何かを示し、その点についての活発な意見交換を促すとともに、不要と考える争点や主張については、その必要性についての慎重な検討を促し、説明を求めるなどの積極的な関与を行わなければ、争点整理が実質的に進行せず、長期化することになりかねない実情にある。

このような状況下における裁判所の争点整理への関与に関する問題として、弁護士ヒアリングでは、裁判官が争点整理を積極的に進めないため、争点の整理に時間を要する場合があるとの指摘が多く聞かれた。具体的には、裁判官が争点と無関係な主張を制限しない場合、証拠を提出しない相手方の主張を打ち切らない場合、当事者同士の準備書面の交換以外に関与しない場合、当事者の不明確な主張を明確化する対応をとらない場合等が指摘された。前記のとおり、争点整理実施率自体は相当に高くなっているが、その中で、真の意味での争点整理が実施されているのかを疑問視する声もある^{*20}。

他方、裁判官側には、当事者主義の観点からすれば、本来、争点整理は当事者が主体的に行うべきものであり、裁判所の関与にも一定の制約があり得ること、特に当事者側に事案の真相解明に対する期待が強い場合には、裁判所が、強力に主張を制限したり、争点の絞り込みを行うことによって当事者側の抵抗を生み、かえって紛争の円滑な解決を阻害する場合もあり得ること等についての懸念があると考えられ、裁判官ヒアリングにおいても、前記のとおり、我が国においては裁判には事案の真相解明が期待されている、当事者の言い分や本音が相互に分かり合えるようになるまで審理すべきであるなどといった指摘があったところである^{*21}。また、後記(2)のとおり、裁判実務上、和解が重要なウエイトを占めており、裁判官ヒ

*18 現在の民事訴訟手続の争点整理は、例えるならば少額訴訟の大規模版になっており、裁判所がかなりの部分を背負っているのではないかと指摘もある（高橋宏志ほか「民事訴訟法改正10年、そして新たな時代へ」ジュリスト1317号25、26頁〔山本克己発言〕（平成18年）参照。なお、少額訴訟手続の典型的な利用者としては、訴訟に関する知識・経験が少ない一般市民が想定されている。）。

*19 このほかにも、弁護士はそれぞれ背後に自分の依頼人を背負っており、簡単に妥協することができないこと、弁護士の数の増加に伴い、弁護士間の信頼関係を形成するのが難しくなっており、裁判所が間に入らなければ調整が難しいことなどから、当事者による争点整理は難しいとの意見もある（伊藤真ほか「改正民事訴訟法の10年とこれから(2)」ジュリスト1367号100、101頁〔清水正憲発言〕（平成20年）参照）。また、高橋宏志「争点・証拠整理の位相一口頭主義、当事者主義等の観点から」（シンポジウム 新民事訴訟法における理念と実務）民事訴訟雑誌48号107頁（平成14年）にも、弁護士の一部から、争点・証拠整理が深まっていない、間接事実や証拠まで検討した上での争点・証拠整理、特に証拠に言及した上での整理はなされていないという不満が寄せられているが、代理人たる弁護士同士の間で争点・証拠整理を自主的に深めていこうとは言っていないとの指摘がある。

*20 伊藤真ほか・前掲注8・128頁〔林道晴発言〕（平成20年）、高橋宏志ほか・前掲注18・40頁〔高橋宏志発言〕、菅野雅之「訴訟の促進と審理の充実—裁判官から」ジュリスト1317号65頁（平成18年）参照

*21 裁判官は、法律的な構成に基づく争点のほかに、いったい社会的実態としてどのような紛争なのかという面についても興味があるとの指摘もある（山本和彦ほか「陳述書の運用に関するシンポジウム」判例タイムズ1200号58頁〔井上哲男発言〕（平成18年）参照）。

アリングでも、請求に対する判断をするだけでなく、紛争全体の終局的な解決をするためには和解が望ましいとの指摘があるところ、和解成立のためには、裁判官がその事件の背景事情等も踏まえた上で全体的な解決を示すことが必要になる場合が多い。このような事情から、裁判官は、権利等の存否の確定のためには必ずしも必要がないと考える主張であっても、真相解明や紛争の全体的な解決、当事者本人の納得等のために、積極的な絞り込みをためらう場合もあるのではないかと推測される。

(2) 和解について

実務上、裁判官は、争点整理と並行して、和解を積極的に勧誘している場合が多い。民事第一審訴訟（過払金等以外）では、約3分の1が和解により終局しており（前掲Ⅱ1.1.3【表13】参照）、このうち86.1%は人証調べに至るまでもなく和解が成立している（【表7】）。このような統計データは、弁護士による当事者本人への働きかけもさることながら、裁判官が、争点整理と並行して、審理の状況や和解のメリット（和解においては、法的な争点のみならず、当事者双方が抱える周辺事情をも勘案しながら事案に即した柔軟な解決を図ることができること、和解により終局する事件は、判決によって終局する事件に比べ、その後の上訴等の可能性がなく、確定的な結論が早期に得られること、人証調べ前に終局すれば、それだけ早期に、少ない労力で紛争解決に至ること等のメリットがある。）^{*22}等を説明しながら、適宜和解案を提示するなどして、積極的に和解に向けた調整を図っている実情を裏付けていると考えられる。

他方、弁護士ヒアリングでは、和解の見込みについての裁判官と弁護士の認識の齟齬等から、審理が長期化する場合があるとの指摘があった。また、和解のための協議があまりに長期にわたるような例については、訴訟上の和解の意義や裁判所の関与の在り方に立ち返った検証を要するとの指摘もある^{*23}。裁判官ヒアリングにおいても、和解のために審理が長期化する場合があることが指摘されており、その原因として、話し合いによる解決の可能性の見極めが困難な場合があるとの意見があった。

和解は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、試みることができるとされており（民事訴訟法89条）、また、和解に向けた協議と争点整理等が並行して行われる場合には、和解に向けた協議自体については必ずしも期日調書に記載されないこともあり、和解協議に要している時間を統計データ上正確に把握することには困難が伴う。この点について、民事訴訟の計量分析調査の第2次調査では、訴訟記録上判明する和解勧告等を行った期日についての調査を行っている^{*24}。これは、訴訟事件の記録を調査し、一つの期日調書に和解勧告と記載され、又は和解期日が指定されていれば1回として数え、また、そのような記載が期日調書にない場合でも、和解が成立していれば1回として数えるという方法によって、和解勧告等を行っ

【表7】 和解で終局した事件の人証の有無別の事件数（民事第一審訴訟（過払金等以外））

	人証あり	人証なし	総数
事件数	4,320	26,746	31,066
割合	13.9%	86.1%	—

*22 和解については、実定法の限界を越え紛争の実態にあった処理を可能にするものだという積極的肯定論が有力である（高橋宏志『重点講義民事訴訟法 上』（有斐閣、平成17年）676頁参照）。

*23 山本和彦ほか「民事手続法改革の内容と評価」法律時報77巻2号12頁〔山本和彦発言〕（平成17年）参照

*24 民事訴訟実態調査研究会・前掲注14・民事訴訟の計量分析（続）478頁参照。なお、この民事訴訟の計量分析調査の第2次調査の対象事件は、平成12年の地裁第一審民事通常事件（(ワ)号事件）、簡裁通常事件（(ハ)号事件）及び少額訴訟事件の新受事件で、平成16年の調査実施時までに終局していた事件のうち、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の各地裁2019件、簡裁1600件（うち800件は少額訴訟事件）であるが、この「和解勧告数」の調査は、地裁第一審民事通常事件のうち、調書に和解勧告の記載がある事件、和解期日が開かれた事件及び和解が成立した事件を対象を限定している。

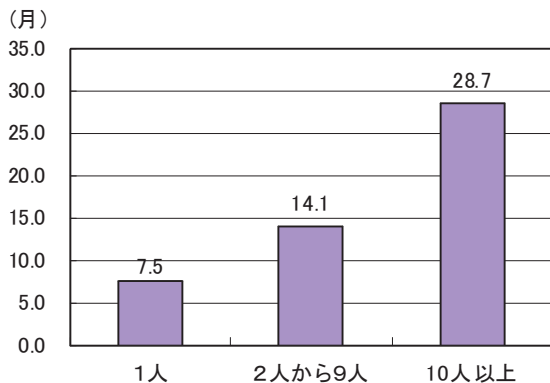
た期日の数を調査したものである^{*25}。それによると、記録上和解勧告等を行ったことが明らかな期日回数の平均値は2.19回であった。この数値からは、ただちに和解協議が長期化していることをみてとることはできない。ただし、この調査は和解協議のために実質的に要した期日回数や期間を把握すること自体を目的とするものではなく、また、前記のとおり期日調書に明示の記載がない期日においても実質的な和解協議が行われていることを考慮すると、和解に向けた協議がスムーズにいかない事案等では、実際には、相当の期間を和解協議に費やしていることを否定するものとはいえない。

1. 2. 5 争点整理が長期化しがちな類型

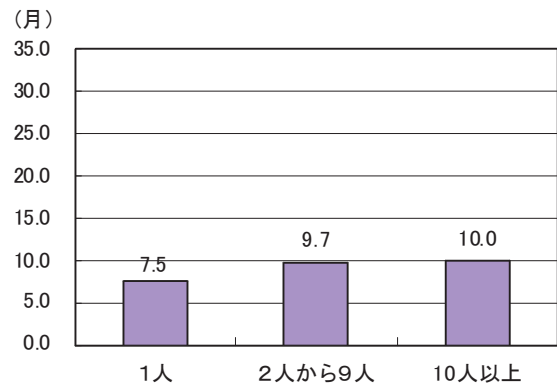
(1) 争点多数・当事者多数の事案

第2回報告書では、審理が長期化する傾向のある事件類型を抽出し、各類型ごとに長期化要因を列挙したが、このうち、相続関係訴訟では争点多数及び当事者多数を、多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟及び専門的知見を要する訴訟では争点多数を、労働関係訴訟及び行政事件訴訟では争点多数及び原告多数を、それぞれ長期化要因として指摘した。このように争点多数の事案や当事者多数の事案は、争点整理が長期化しがちな事件類型といえる。

【図8の1】原告数別の平均審理期間
(民事第一審訴訟(過払金等以外))



【図8の2】被告数別の平均審理期間
(民事第一審訴訟(過払金等以外))



争点多数・当事者多数の事案で争点整理が長期化する原因としては、まず、各争点ごとに個別に主張整理をしなければならず、必要となる主張の量が多いため、主張及び争点の整理に時間を要することが考えられる。また、争点整理では、主張の整理だけではなく、証拠の整理も行う必要がある^{*26}が、各争点ごとに個別に書証等の整理、主張との対比等を行わなければならないために時間がかかることが考えられる。

この点、当事者数別に平均審理期間をみると、当事者数が多くなると、平均審理期間が長くなる傾向がある(【図8の1・2】、【図9の1・2】)。

*25 この方法によれば、和解期日が指定されて和解協議が行われた場合には、和解協議に要した期日の回数が反映されるが、他方、弁論準備手続期日等の中で和解協議を行った場合に、その期日の回数がどのように反映されているかは必ずしも明らかでない。

*26 主張(実務上、事実の主張が中心となる。)に係る事実、原則として、相手方が認めない限り(自白しない限り)これを立証しなければならず、そのための証拠の有無、書証と人証の別、信用性等を踏まえ、当該主張に係る事実等を争点として取り上げるべきかどうかを定めることで、はじめて争点が整理されたといえる。したがって、争点整理手続では、主張の整理と証拠の整理が並行して行われるのが通常である。

また、人証調べを実施して判決で終局した事件について、当事者数別に各手続段階の平均期間をみると、当事者数が増えるに従って争点整理手続の平均期間が長くなる傾向がある（【図10の1・2】）。

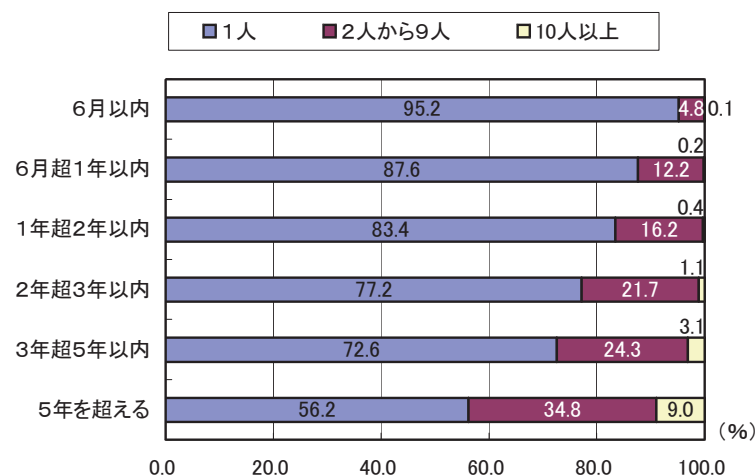
そして、裁判官ヒアリングでも、紛争の経緯が長期間にわたる場合、相続財産が多数の場合等、当事者の主張が多岐にわたると、主張の整理等に時間を要することが指摘されている。なお、多数ある争点について個別の争点ごとに主張を対比させ、証拠を整理することが必要な場合に争点整理が長期化することについては、建築関係訴訟の項（後記3.3）において詳しく述べる。

さらに、裁判官ヒアリングでは、当事者や関係者が多数になると、主張の整理等に時間を要することが指摘されているほか、期日指定にも支障が生じるとの指摘もされている。この点は、弁護士ヒアリングにおいても、当事者多数の場合、代理人多数のために期日指定が困難となることや、主張が多岐

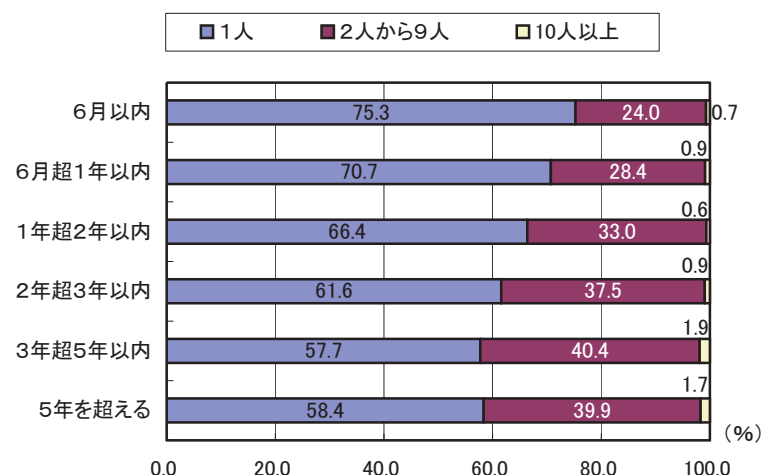
にわたるため、反論の準備に時間を要し、期日間隔が長くなることが指摘されていることとも符合する。

したがって、争点多数の事案及び当事者多数の事案は、いずれも争点整理が長期化しがちな類型といえる。

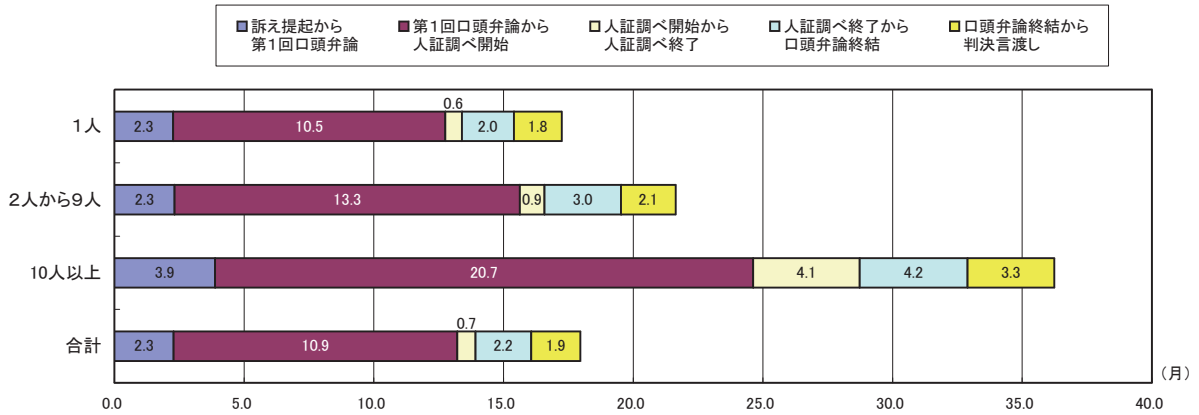
【図9の1】 審理期間別の原告数の分布状況
（民事第一審訴訟（過払金等以外））



【図9の2】 審理期間別の被告数の分布状況
（民事第一審訴訟（過払金等以外））



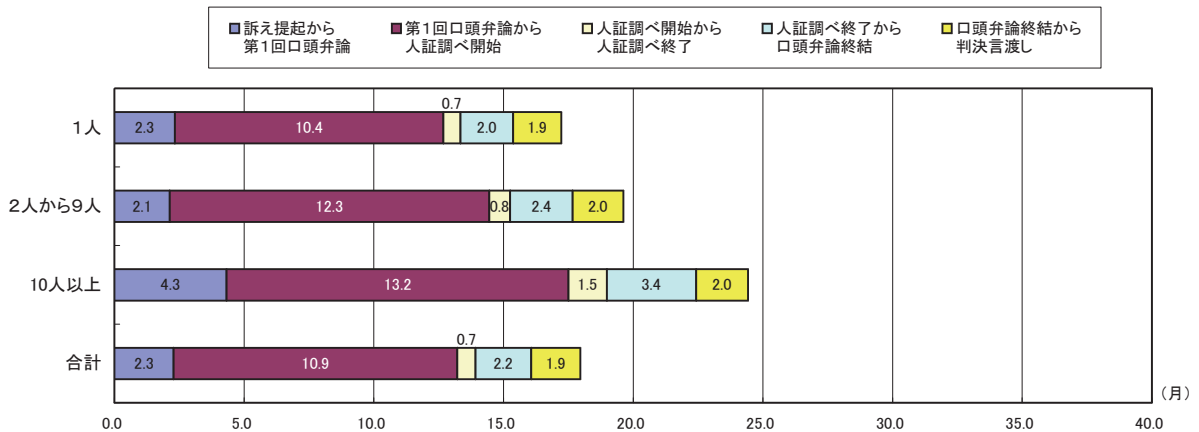
【図10の1】 人証調べを実施して判決で終局した事件における原告数別の各手続段階の平均期間の状況 (民事第一審訴訟事件)



原告数	事件数	訴え提起から第1回口頭弁論 (月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始 (月)	人証調べ開始から人証調べ終了 (月)	人証調べ終了から口頭弁論終結 (月)	口頭弁論終結から判決言渡し (月)	合計 (月)
1人	14,604	2.3	10.5	0.6	2.0	1.8	17.2
		13.1%	60.8%	3.7%	11.6%	10.7%	100.0%
2人~9人	2,408	2.3	13.3	0.9	3.0	2.1	21.6
		10.7%	61.5%	4.4%	13.7%	9.7%	100.0%
10人以上	87	3.9	20.7	4.1	4.2	3.3	36.2
		10.7%	57.3%	11.3%	11.5%	9.2%	100.0%
合計	17,099	2.3	10.9	0.7	2.2	1.9	18.0
		12.7%	60.9%	3.9%	12.0%	10.5%	100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

【図10の2】 人証調べを実施して判決で終局した事件における被告数別の各手続段階の平均期間の状況 (民事第一審訴訟事件)



被告数	事件数	訴え提起から第1回口頭弁論 (月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始 (月)	人証調べ開始から人証調べ終了 (月)	人証調べ終了から口頭弁論終結 (月)	口頭弁論終結から判決言渡し (月)	合計 (月)
1人	12,029	2.3	10.4	0.7	2.0	1.9	17.2
		13.5%	60.1%	3.8%	11.8%	10.8%	100.0%
2人~9人	4,996	2.1	12.3	0.8	2.4	2.0	19.6
		10.9%	62.7%	4.1%	12.3%	10.0%	100.0%
10人以上	74	4.3	13.2	1.5	3.4	2.0	24.4
		17.7%	53.9%	6.1%	14.1%	8.2%	100.0%
合計	17,099	2.3	10.9	0.7	2.2	1.9	18.0
		12.7%	60.9%	3.9%	12.0%	10.5%	100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

(2) 専門的知見を要する事案

専門的知見を要する事案では、当事者や裁判官にその専門的知見が不足しているために争点整理が長期化することが指摘されている。この点については、専門的知見を要する訴訟類型の典型である医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟等の項においても詳述するが、専門的知見を要する事案において争点整理が長期化しがちな原因としては、専門的知見を踏まえた争点整理に時間を要するという点と、その主張を行う前提となる証拠の分析等に時間を要するという2点を挙げる事ができる。

ア 専門的知見を踏まえた争点整理に要する時間

裁判官ヒアリングでは、建築関係訴訟で、当事者も裁判官も建築に関する専門的知識を有していない場合、主張の整理に時間を要するとの指摘があった。また、医事関係訴訟でも、過失に関する原告の主張が定まらない場合がある、被告の答弁書に対する反論に時間を要する場合がある、弁護士が期日間に準備すべきことを正確に把握できていない場合があるといった指摘がされた。さらに、企業法務弁護士ヒアリングにおいては、裁判官が専門的知見に関する事項を理解するのに時間を要する旨の指摘がされた。

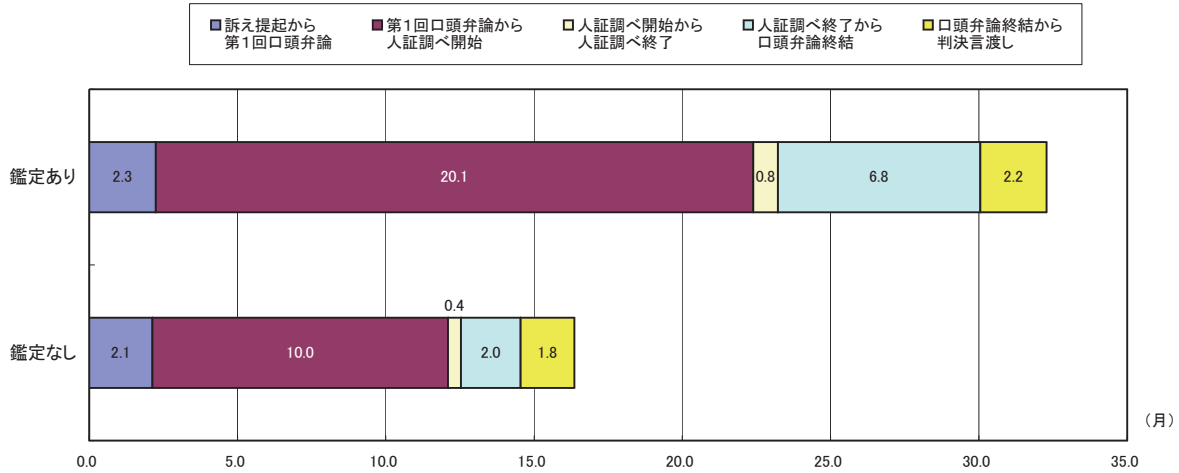
専門的知見を要する事案において、当事者が専門的知見を有しない場合には、これを補充するため、専門家の協力が必要となる。しかし、弁護士ヒアリングにおいては、弁護士が訴訟準備の際に協力専門家を探そうとしても、それが難しい場合がある、交通事故の後遺症についての協力医が少ないとの指摘がされ、企業法務弁護士ヒアリングにおいては、業界の最先端の専門的知見にかかわる訴訟について、高度な議論ができる専門家を確保するのは困難であるとの指摘がされている。弁護士が専門的知見を踏まえた訴訟準備ができないケースでは、このように協力専門家の獲得が難しい事情が影響していることがうかがわれる^{*27}。

専門的知見を要する事案の典型としては、前記のとおり、医事関係訴訟、建築関係訴訟及び知的財産権訴訟等が挙げられるが、交通損害賠償訴訟でも、被害者の後遺症の程度・内容、事故との因果関係等が争点となると、医学の高度な専門的知見を要することが指摘されている^{*28}。そして、交通損害賠償訴訟で鑑定が実施される事件の大半は、このような医学の専門的知見を要する争点がシビアに争われる事件であると想定されるため、鑑定の有無別に、人証調べを実施して判決で終局した交通損害賠償訴訟の手續段階別の平均期間を検討したところ、鑑定実施事件では、争点整理期間が明らかに長くなっている（【図11】）。専門的知見を踏まえた主張の準備、争点整理のために多くの時間を要しているものと考えられる。

*27 新しい分野や先端的な専門訴訟では、専門委員の確保も難しい旨の指摘もある（伊藤真ほか・前掲注19・107頁〔山本克己発言〕）。

*28 八木一洋「東京地裁民事第27部（交通部）の事件の概況」民事法情報260号（平成20年）32，33頁参照

【図11】 人証調べを実施して判決で終局した事件における鑑定の有無別の各手続段階の平均期間の状況 (交通損害賠償訴訟事件)



事件の種類	事件数	訴え提起から第1回口頭弁論 (月)	第1回口頭弁論から人証調べ開始 (月)	人証調べ開始から人証調べ終了 (月)	人証調べ終了から口頭弁論終了 (月)	口頭弁論終了から判決言渡し (月)	合計 (月)
鑑定あり	56	2.3 7.0%	20.1 62.4%	0.8 2.6%	6.8 21.1%	2.2 6.9%	32.3 100.0%
鑑定なし	1,610	2.1 13.1%	10.0 60.9%	0.4 2.7%	2.0 12.3%	1.8 11.1%	16.4 100.0%

※ 端数処理の関係で、各手続段階の平均期間の合計は、全体の審理期間とは必ずしも一致しない。

イ 主張を行う前提となる証拠の分析等に要する時間

裁判官ヒアリングでは、交通事故の後遺障害が争点となる事案において、診療録の分析等に時間を要する場合があるとの指摘が、弁護士ヒアリングでは、専門家との相談や意見書の作成に時間を要するとの指摘がそれぞれあった。このように、主張を行う前提となる証拠の分析等に時間を要することも、専門的知見を要する訴訟が長期化する原因の一つと考えられる。

上記の交通損害賠償訴訟の鑑定実施事件の争点整理期間の長期化には、この点も影響しているものと考えられる。

(3) 先端的で、複雑困難な問題を含む事案 (いわゆるハードケース)

近時、社会経済構造の変化に伴い、ハードケースや現代型訴訟と呼ばれる、先端的で、複雑困難な問題を含む訴訟が増えている。具体的には、上場企業の支配権を巡る訴訟、薬害を巡る訴訟等を挙げることができよう。これらの訴訟は、その訴訟における判断が訴訟当事者以外にも影響を与えることがあり、中には、訴え提起がそれ自体政策形成を目的としていると思われる訴訟もある。

このような訴訟では、抽象的あるいは不明確な法律要件を具体化する、法の不備や欠陥を埋めるなど、これまで先例のない分野における判断が求められ、その司法判断が、個々の紛争解決のみならず、結果的に法創造的な役割や政策形成的な役割を果たすことも多い^{*29}。そのような場合、裁判所は、その紛争の社会的背景や、その判断の波及効果等についても十分に把握した上で判断をする必要があるため、紛争の背景事情や関連する事項についても主張・立証させるように、争点整理をすることになる。したがって、勢

*29 ハードケース、現代型訴訟については、田中成明『現代社会と裁判—民事訴訟の位置と役割』(弘文堂、平成8年) 167, 168頁, 田原睦夫・前掲注6・54頁, 伊藤眞ほか・前掲注19・109頁〔永野厚郎発言〕参照

い主張や証拠の量は大部となり、裁判所にとって、主張された事情をどのように位置付けて整理するのか、背景事情等をどこまで広く主張・立証させるのかということも問題になり得る。これに、専門的知見を要したり、関係者や争点が多かったりという事情も相まって、これらの訴訟は争点整理が長期化することがあり得る^{*30}。

1. 3 主に証拠収集に関連する要因

1. 3. 1 はじめに

審理が長期化する事件類型ごとに長期化要因を検討すると、ほとんどの事件類型で、証拠の不足、証拠の偏在等といった要因が挙げられる。また、後記のとおり、弁護士ヒアリングでは、資料の開示を拒絶される場合等、証拠の収集に苦慮している旨の指摘も多く聞かれたところである。そこで、ここでは、主に証拠収集に関連する長期化要因について検討することとするが、そもそも証拠が不足していたり存在しなかったりするために収集できずに審理が長期化する場合と、証拠は存在するもののその収集が困難であるために審理が長期化する場合とを分けて、それぞれ検討を行う。

1. 3. 2 証拠の不足・不存在

我が国においては、欧米諸国に比べ、合意内容を書面に残すことが徹底されておらず、契約書等の作成を契約相手方に求めづらい、特に親族間等の緊密な人間関係の中では契約書を作成しないことが一般的であるという認識もあるなどの指摘がされることがある。証拠が存在しない場合につき、裁判官ヒアリングでは、建築請負契約等で契約書等の不存在、不備の問題があることについて多数の指摘があり、そのほかにも合意を証する客観的証拠が存在しない場合があること等、客観的証拠の不存在についての指摘が多数なされた(建築関係訴訟に関しては後記3.4で詳しく述べる)。この点、弁護士ヒアリングにおいても同様に、合意を証する書面が存在しない場合があることが指摘された。また、裁判官ヒアリングでは、過去の帳簿が整備されていない又は廃棄される場合についての指摘があり、弁護士ヒアリングにおいても、リスク管理の意識が希薄なため、書類がすぐに廃棄される場合があるとの指摘があった。さらに、裁判官ヒアリングでは、境界確定訴訟において土地の正確な図面がないことがあるとの指摘があった。

このように、ある事実を立証するための証拠として書証等の客観的証拠が不足し、あるいは存在しない場合、当事者は、関係者の供述や間接的な事情の積み上げに依拠した立証を行うことになるが、関係者の供述による場合は、人証数が増えるため、争点整理期間が長期化することになると考えられる(第1回報告書32頁～37頁、第2回報告書23頁～32頁)。また、間接的な事情の積み上げに依拠した立証による場合にも、主張する間接事実が多くなる結果、これに対する相手方の反論も増えて、争点整理に時間を要することになると考えられる。

この点、統計データをみると、例えば、公図等の図面類の内容が不正確な場合が多いという指摘のある境

*30 企業法務弁護士ヒアリングでは、裁判官には商取引や企業活動の実態を理解した上で判断してもらいたい、企業間の紛争では、業界の最先端の議論に関わる事件が訴訟になるため、裁判官にはそれに対応できるようにしてもらいたいなどの意見が聞かれた(後記1.5.1(3)参照)。この意見は、主として裁判官に適切妥当な結論を導いてほしいとの趣旨にあるが、近時いわゆるハードケースが訴訟に持ち込まれていることや、上記のような事項が争点となっていることを端的に示すものともいえるであろう。

界確定訴訟では、平均審理期間は17.1月と、民事第一審訴訟（全体）に比べて明らかに長くなっている^{*31}。

このように、証拠が不足し、あるいは存在しない場合には、争点整理をはじめとする審理に時間を要することになるものと考えられる。

1. 3. 3 証拠収集の困難性

(1) 証拠の偏在

証拠が存在していても、当事者の一方に偏在する場合があります。弁護士ヒアリングでは、労働関係訴訟で相手方が賃金等に関する資料を直ちに提出しない場合がある、先物取引による損害賠償請求訴訟で取引履歴等に関する資料につき文書提出命令を申し立てなければ開示を得られない場合があるなどといった指摘がされた。また、統計データをみると、民事・行政事件（地裁）

【表12】文書提出命令申立件数

年度	民事事件に関するもの	行政事件に関するもの	合計
平成15年	3,935	114	4,049
平成16年	4,227	128	4,355
平成17年	4,304	93	4,397
平成18年	3,945	118	4,063
平成19年	4,310	134	4,444
平成20年	4,131	120	4,251

についての文書提出命令の申立件数は、平成15年以降、4000件台から4400件台で推移している（【表12】）。文書提出命令が申し立てられる事件のすべてが当事者の保有する文書に係るものとは限らないものの、上記弁護士ヒアリングの結果や統計データからは、当事者が保有する証拠を直ちに提出しない場合があるといえる。

このように、相手方が証拠を提出しない場合、まず、裁判所から任意の提出を促すのが通常である。そして、このような促しに応じない場合には、当事者は文書提出命令を申し立てることになるが^{*32}、相手方の手元にどのような証拠があるのかが分からない場合には、提出を求める文書を特定することができず、文書提出命令の申立て自体が難しい場合もある^{*33}。また、文書提出命令の審理には一定の時間を要するが^{*34}、

*31 人証調べを実施して判決により終局した境界確定訴訟についての平均争点整理期間は19.0月であり、民事第一審訴訟（全体）より長く、瑕疵主張のある建築関係訴訟（19.4月）と同程度の期間を要している。平均人証数も0.9人であり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の0.5人より多い。境界確定訴訟については、証拠の不足以外にも、当事者の感情的対立等の長期化要因を指摘しているところであり（第2回報告書181頁参照）、これらの要因の影響も推測されるところではあるが、客観的な証拠の不足が前記の争点整理の長期化等の原因の一つであると思われる。

*32 当事者照会や訴え提起前の証拠収集処分によって相手方の証拠の開示を求める場合もあるが、この点については、その不履行に対する制裁の制度がないために実効性を欠くとの意見がある（伊藤眞ほか・前掲注8・143頁〔伊藤眞、山本克己発言〕参照）。

*33 この点について、相手方がどのような種類の文書を所持しているのか、少なくとも所持している文書のいわば一覧が明らかにされるような手続が必要であるとする意見（伊藤眞ほか・前掲注8・143頁〔伊藤眞発言〕参照）、書証の収集の実効化を図るためには、所持者の利益を著しく害しない範囲で、カテゴリーによる特定の容認などもう一段の特定緩和が検討されても良いとの意見（山本和彦「民事訴訟法10年 その成果と課題」判例タイムズ1261号96頁（平成20年）参照）がある。

*34 東京地裁における調査では、平成18年1月1日から同年12月31日までに申立てがあった文書提出命令申立事件について、平成19年5月30日の時点で終了していたものは約7割、そのうち決定で終局したものは約2割であった（加藤新太郎ほか・前掲注7・26, 27頁〔須藤典明発言〕参照）。

決定をしたとしても即時抗告されることが多く、抗告審の審理中は実質的に訴訟の進行に支障を生じることになり、一定の時間を要することになるとの意見もある^{*35}。

以上のとおり、証拠が相手方に偏在し、相手方が証拠の提出を拒む場合には、証拠の開示をめぐり、裁判所から任意の提出を促す等のやり取りや、文書提出命令の当否についての争いに時間を要する場合があります、これが長期化要因の一つであるといえる。

(2) 個人情報保護を理由とする資料提供の拒否

当事者以外の第三者が保有する資料についても、その資料を証拠として利用しようとする当事者は、文書送付嘱託（民事訴訟法226条）や弁護士法23条の2に基づく照会を通じて、資料を取り寄せることができる。しかし、近時、いわゆる個人情報保護法の制定によって個人情報保護の意識が高まり、文書送付嘱託や弁護士法23条の2に基づく照会に対しても、個人のプライバシー保護を理由として文書の送付を拒絶されるケースが散見されるとの指摘がある^{*36}。弁護士ヒアリングにおいても、金融機関によっては、個人情報の保護を理由として、弁護士法23条の2に基づく照会に応じないことがあるとの指摘がされており、裁判官ヒアリングでも同様の指摘があった。

このように、当事者が資料の送付を受けられない場合には、当該資料に基づいた主張を行うなどの訴訟活動ができなくなり、資料の送付が受けられるまで訴訟が進行しないこととなるため、審理が長期化することになる。

(3) 別手続で使用・作成された資料の利用上の制約

弁護士ヒアリングでは、労働災害に係る調査報告書や、解剖結果、実況見分調書、物件事故報告書等、捜査機関の保有する捜査記録、刑事訴訟記録について、開示が拒絶される場合があるとの指摘があった。裁判官ヒアリングでも、刑事訴訟記録や捜査機関が押収した資料の入手が困難であることが指摘されている。ヒアリング以外でも、裁判所が証拠調べの必要性等を具体的に摘示の上、実況見分調書や現場写真等、客観性の高い文書について送付嘱託を行っても、送付できないとの回答がされる場合があるなどの指摘がある^{*37}。これらの資料は労働災害の調査や刑事事件の捜査・公判といった別手続で使用・作成された資料であり、利用が制限されるため、結果的に審理が長期化する場合がある。

1. 4 専門的知見を要する事案に関連する要因

1. 4. 1 はじめに

第2回報告書では、医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟、行政事件訴訟のほか、その他の専門的知見を要する訴訟として、コンピュータ・ソフトウェアの開発請負契約に基づく代金支払請求訴訟や交通損害賠償訴訟のうち後遺障害に関するもの等を挙げ、これらの訴訟においては専門的知見の必要性が長期化要因となっていることを指摘した。このうち、医事関係訴訟（24.7月）、建築関係訴訟（15.6月）、交通損害賠償訴訟（12.4月）は、いずれの平均審理期間も民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれよりも長くなって

*35 菅野雅之・前掲注20・67頁参照

*36 東京地方裁判所民事部プラクティス委員会第一小委員会「文書送付嘱託関係のモデル書式について」判例タイムズ1267号6頁（平成20年）、加藤新太郎ほか・前掲注7・9頁〔馬橋隆紀発言〕参照

*37 高橋宏志ほか・前掲注18・30頁〔秋山幹男発言〕、菅野雅之・前掲注20・68頁参照

いる。

典型的な専門的知見を要する訴訟といえる医事関係訴訟，建築関係訴訟，知的財産権訴訟については，それらの項で詳しく述べるが，ここでは，専門的知見を要する事案の長期化要因について総括的に述べる。

1. 4. 2 争点整理段階での専門的知見の不足

前記1.2.5(2)において述べたとおり，専門的知見を要する事件においては，大きくは，専門的知見を踏まえた争点整理に時間を要することと，主張を行う前提となる証拠の分析等に時間を要することにより，争点整理が長期化することが指摘できる。

1. 4. 3 鑑定（私的鑑定を含む。）

専門的知見を要する訴訟では，その知見を補うために裁判所が鑑定を実施する場合と，当事者が第三者的な専門家に依頼して作成してもらった意見書（法律上定まった名称はないが，以下，便宜上「私的鑑定書」という。）を提出する場合（以下「私的鑑定」という。）とがあるが，以下のとおり，いずれについてもそれに関連して審理が長期化することが指摘されている。

まず，鑑定の準備段階については，各ヒアリングにおいて，鑑定人の確保の困難が指摘されている。医事関係訴訟や建築関係訴訟については，それぞれの項で詳しく述べるが，それら以外にも，裁判官ヒアリングにおいて，交通事故と後遺障害との因果関係が争点となる事案で鑑定人の確保が困難な場合があることが指摘されている。また，企業法務弁護士ヒアリングにおいて，問題となる分野に適した専門家や中立な立場の専門家を確保するのは困難であることが指摘されている。このように，鑑定人の確保が困難である原因については，医事関係訴訟の項においても詳しく述べるが，鑑定人になり得るような専門的知見を有する専門家は，その本来の専門分野においても多忙であること，裁判所及び当事者が当該専門分野において鑑定人としてふさわしいものが誰であるかの情報を有していないこと等の原因が指摘されている^{*38}。また，弁護士ヒアリングでは，交通損害賠償訴訟や医事関係訴訟で鑑定事項の決定に時間を要する場合があること，交通損害賠償訴訟で鑑定書が提出されるまでに時間を要する場合があることが指摘されている。

さらに，鑑定と私的鑑定との応酬や，鑑定の評価等についての主張と反論の応酬となり，時間を要することも指摘されている。具体的には，裁判官ヒアリングにおいて，交通事故の事故原因について，当事者双方が私的鑑定書を出し合うため，双方の準備に時間を要する場合があるとの指摘があった。また，鑑定書の結果が自己に不利益であることが明らかになって初めて鑑定書に対し反論をするために協力してくれる専門家を探し，その協力専門家に相談した上で反論したり，協力専門家作成に係る鑑定書に対する反論としての私的鑑定書を提出し，さらには，その協力専門家を証人申請するという対応をとる場合もあることを指摘するものもある^{*39}。

専門的知見を要する訴訟の中でも鑑定を実施する

【表13】 鑑定の有無別の平均審理期間
（交通損害賠償訴訟事件）

事件の種類	鑑定あり	鑑定なし
平均審理期間 （月）	33.8	12.1
事件数	105 (1.4%)	7,330

*38 門口正人編『民事証拠法大系第5巻 各論Ⅲ 鑑定その他』11，12頁〔高橋謙〕（青林書院，平成17年）参照。その他の原因として，鑑定人の責務が重大であること，鑑定を行うことが本来の専門分野において必ずしも業績として評価されるとは限らないこと，鑑定の報酬額が低廉な場合があること等が挙げられている。

*39 門口正人編・前掲注38・54頁〔前田順司〕参照

ことが多い医事関係訴訟や建築関係訴訟についての統計データはそれぞれの項で詳しく述べるが、それ以外にも例えば交通損害賠償訴訟では、1.4%の事件において鑑定が実施されており、鑑定非実施事件の平均審理期間が12.1月であるのに対し、鑑定実施事件では33.8月と平均審理期間が明らかに長くなっている（【表13】）。交通損害賠償訴訟では、後遺症の内容・程度や事故との因果関係に関する鑑定が多いようであるが、後遺症の内容・程度や事故との因果関係がシビアに争われる事件は、交通損害賠償訴訟の中でも事案が特に困難であるものが多く、さらに、前記のとおり鑑定人の確保や鑑定書提出までに時間を要することが審理長期化の原因であると考えられる。

1. 5 裁判所、弁護士の執務態勢等に関連する要因

1. 5. 1 裁判所の執務態勢等

(1) はじめに

民事訴訟事件の審理を長期化させる要因を考えるに当たっては、裁判所の執務態勢等が審理期間に影響を及ぼしていないかという点についても検討しておく必要がある。裁判所の執務態勢等に関して、審理を長期化させる要因としては以下のようなものがあり、今後、裁判官や裁判官を支える書記官等の執務態勢の在り方も見据えながら、これらの要因について検討を深めていく必要がある。

(2) 裁判官等の不足

第1回報告書において仮説の大枠を示したところであるが（第1回報告書7頁）、裁判官が多数の事件を抱えていて繁忙な状態にあると、十分な事前準備や検討を行うことができず、争点整理手続において適時適切な整理を行えなかったり、判決の起案が長期間に及んだりして、審理期間が長期化する可能性がある。また、期日間隔が長くなる要因としては様々なものが考えられるが、担当裁判官が多数の事件を抱えていて繁忙な状態にあることが、期日の指定を困難にし、期日間隔ひいては審理期間を長期化させる要因の一つとなっている可能性がある。

なお、地方裁判所（管内）の民事訴訟事件担当裁判官数、担当裁判官1人当たりの民事訴訟事件数と、平均審理期間、平均全期日回数、平均期日間隔との関係については、第1回報告書において、ごく概括的ながらも一度分析を行っており（第1回報告書152頁）、その際には、民事訴訟事件担当裁判官数、担当裁判官1人当たりの民事訴訟事件数と平均審理期間等との間に特段の関係はうかがわれなかったところであるが、裁判官の繁忙状況が審理期間に影響を及ぼす可能性があることは、いわゆる実務感覚として首肯し得るところであり、今後、改めて検証してみる必要があろう。

この点、弁護士ヒアリングでは、裁判官の多忙が原因で証拠調べ期日が入りづらい、争点整理期日における裁判官の関与が不十分なことがあるなどといった指摘があったほか、兼務や他の支部へのてん補のため裁判官は多忙であるとの指摘があった。また、裁判官ヒアリングでも、合議体を構成する裁判官のそろう日が限られているとの指摘があった。

また、弁護士ヒアリングでは、裁判官にもっと紛争の現地を見てもらいたいとの意見が複数あったが、これも裁判官の繁忙と関係している可能性がある。現地を見る必要がある場合が比較的多いと思われる事件類型についての裁判所外での検証実施率は、建築関係訴訟では0.6%、交通損害賠償訴訟では0.2%、土地境界確定訴訟では1.5%と、相対的に低い実施率となっているのも事実である。この検証実施率は、正式な検証以外の方法（進行協議期日等）として事実上現地を見る場合等を含まない数字であるので、実際に

裁判官が現地に赴いているケースはもう少し多いと思われる上^{*40}、審理のために現地を見る必要のあるケースは前記類型の事件の中でもある程度限られてくるため、この数値をもって少なすぎるかどうかの判断は難しいが、裁判官が現地に赴くことがさほど多くないことは確かであるといえる。

(3) 専門的知見の取得や法的調査（関連する先例、裁判例、文献調査等を含む。）のための態勢の不足

昨今の社会経済構造の変化を受けて、裁判所に持ち込まれる事件は複雑化、専門化、国際化してきている。近年、これまでは裁判所に持ち込まれなかったような事件（例えば金融関係等）が係属し、裁判所の判断が社会の注目を集めるような事態が頻発しているのも、その表れの一つといえよう。また、企業法務弁護士ヒアリングにおいては、企業間で訴訟となる事件には、業界で最先端の専門的知見にかかわるものがある、裁判官には、業界の最先端の議論に対応できるようにしてもらいたいといった指摘があったほか、商事専門部以外の裁判官には、商取引や企業活動の実態等といった前提事情から説明しなければならず、時間を要するとの指摘、コンピュータ・ソフトウェア等の専門的知識が必要な事案で、訴え提起から数年経過してもなお、裁判官に事案を理解してもらうのに苦慮する場合があるとの指摘もされている。

このような事件の複雑化、専門化、国際化に適正迅速に対応するためには、後記(4)で述べるような合議体による審理を活用し、いわば裁判体自体の能力を向上させることのみならず、専門的知見を取得したり法的調査を行ったりする場面において裁判体を側面からサポートする態勢を整備することも重要と思われるが、後者については、現在は必ずしも十分な態勢とはいえない状況にある。専門的知見の取得や法的調査におけるサポート態勢の不十分さが、審理期間を長期化させる要因の一つとなっている可能性があり、この点についても、今後検討する必要がある^{*41}。

*40 実務上は、正式な検証を実施せずに進行協議期日や現地での証人尋問等の方法により、裁判官が現地を見るとの運用が行われている。進行協議期日は、平成8年の民事訴訟法改正時に、民事訴訟規則に新たに規定されたが（民事訴訟規則95条以下）、それ以前から「現地検分」、「事実上の検証」などと呼称される、現地においてその状況を見ながら打合せ等を行う運用は存在した。このような実務の状況を踏まえ、進行協議期日として民事訴訟規則に明文の根拠が設けられた結果、その後更に事実上の検証が使われる頻度が上がったものと考えられる（菅野雅之「進行協議期日」ジュリスト1108号29頁以下（平成9年）、小久保孝雄「進行協議期日」西口元編『現代裁判法大系③〔民事訴訟〕』（新日本法規出版、平成10年）142頁以下参照。）。なお、検証以外に裁判官が裁判所外に赴いた事件数は、全国的な統計としては把握できないが、ある地裁本庁においては、平成20年終局事件における裁判所外での検証実施件数は4件（そのうち建築関係訴訟が1件）であった一方、平成20年1年間の検証以外で裁判官が裁判所外に赴いた回数（進行協議、現地和解、調停、証人尋問等）は概数で43回程度（そのうち建築関係訴訟は26回程度）であった。なお、この検証実施件数及び前記裁判官が裁判所外に赴いた回数の合計を、その地裁本庁の平成20年終局事件数（民事第一審訴訟事件全体）で除して、裁判官が裁判所外に赴いた事件の割合を仮に求めると、約1%であった（なお、建築関係訴訟について、同様の割合を仮に求めると、約3割であり、建築関係訴訟については他の類型に比べて裁判官が現地に赴く頻度が高いようである。）。

*41 山本和彦「改正民事訴訟法の10年とこれから(3) 当事者主義の訴訟運営に向けて」ジュリスト1368号105頁（平成20年）、山本和彦・前掲注33・99頁参照

(4) 合議体による審理の活用不十分

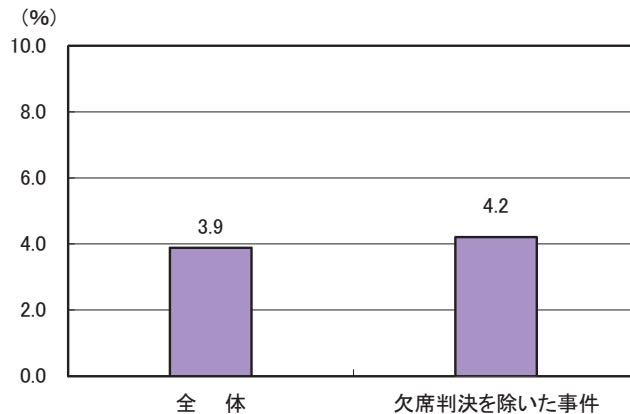
前記のとおり、昨今の社会経済構造の変化を受けて、裁判所に持ち込まれる事件も、複雑困難な事件（主張が多岐にわたる事件、証拠が多量な事件、専門的知見を要する事件、新たな判断が求められる事件等）が増加している。このような事件においては、主張の整理、証拠の検討、専門的知見の取得、法的調査等の作業だけでも多大な作業量となるし、適正な判断を導くために多様な観点からの検討を重ねる必要もある。複雑困難な事件において、審理を迅速に進めつつ、説得力のある質の高い判断を安定的に示していくためには、合議体による審理を活用することが極めて重要であるといえよう。

しかるに、現在の民事訴訟事件における合議率をみると、民事第一審訴訟（全体）で3.9%（欠席判決で終局した事件を除くと4.2%）、民事第一審訴訟（過払金等以外）では6.5%（欠席判決で終局した事件を除くと7.7%）と低い数値にとどまっている（【図14の1・2】）。もとより、この数字をもって、合議事件が少なすぎるかどうかは一概にはいえないが、

【表15】によれば、民事第一審訴訟事件から欠席判決で終局した事件を除いた事件のうち、単独事件で2年を超える審理期間を要した事件は5000件弱ほど存在しており、合議事件の総数が約7200件であることと比較すると、決して小

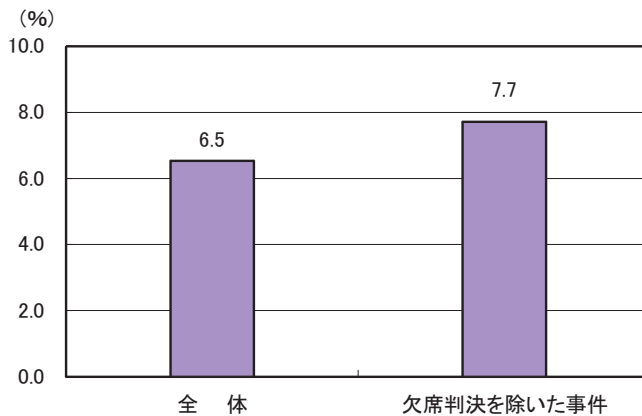
さい数字とはいえ、これらの事件について、合議体による審理が検討されてもよかったのではないかと

【図14の1】 合議事件の割合
（民事第一審訴訟（全体））



事件の種類	合議事件	単独事件	合計
民事第一審訴訟（全体）	7,464	184,782	192,246
うち欠席判決以外	7,191	163,476	170,667

【図14の2】 合議事件の割合
（民事第一審訴訟（過払金等以外））



事件の種類	合議事件	単独事件	合計
民事第一審訴訟（過払金等以外）	5,697	81,559	87,256
うち欠席判決以外	5,505	65,822	71,327

も考えられるところである^{*42}。また、弁護士ヒアリングでは、複雑困難な事件であっても、合議体で審理されることが少ないとの指摘もあった。このように、合議体による審理が十分に活用されておらず、このことが審理期間を長期化させる要因の一つとなっている可能性がある。

【表15】 審理期間別の合議事件の割合(民事第一審訴訟事件)

審理期間	単独事件		合議事件		合計		合議事件割合
総数	163,476		7,191		170,667		4.2%
6月以内	115,660	70.8%	1,230	17.1%	116,890	68.5%	1.1%
6月超1年以内	25,597	15.7%	1,522	21.2%	27,119	15.9%	5.6%
1年超2年以内	17,422	10.7%	2,412	33.5%	19,834	11.6%	12.2%
2年超3年以内	3,597	2.2%	1,160	16.1%	4,757	2.8%	24.4%
3年超5年以内	1,100	0.7%	671	9.3%	1,771	1.0%	37.9%
5年を超える	100	0.1%	196	2.7%	296	0.2%	66.2%

※ 欠席判決により終局した事件は除く。

合議体による審理は、一人では考えあぐねるような事案であっても、3人の裁判官で議論を尽くすことにより、審理を進め、判断に至ることができること、より大型で、詳細な証拠の整理、検討が必要となるケースでは、大部の訴訟記録の精査を分担することができたり、法的事項の調査等に（場合によっては）単独事件を持たない裁判官を活用することができること等、単独体による審理とは異なった特徴がある。先に説明したとおり、複雑困難な訴訟が増加する中、審理に長期間を要するケースでは、合議体による審理を活用することも選択肢として考えられるべきであり、合議体による審理が十分に活用できていないことも長期化の一因である可能性があると考えられる。

(5) 法廷等の不足

法廷等の不足が審理期間に影響を及ぼしている可能性も考えられる。人的態勢に併せて、法廷等の物的態勢の充実も、迅速かつ充実した審理の実現に不可欠であることから、期日指定や争点整理手続期日のありようなど、審理の在り方を分析しながら、審理の迅速化に必要な物的態勢の整備を検討していく必要がある^{*43}。

この点、弁護士ヒアリングでも法廷数の不足を指摘するものがあつた。また、集中証拠調べの期日が入りにくいとの指摘も、法廷の数が少なく、通常は各裁判体の開廷日が曜日ごとに決められていることが一因となっていると考えられる。

また、ラウンドテーブル法廷について、前述の東京地裁の民事・通常部（36か部）の裁判官に対するアンケート調査では、インフォーマルな雰囲気や争点整理や和解等にも活用しやすい上に、必要が生じれば、

*42 ただし、当事者についての破産手続の開始による中断で審理が止まる場合や、関連する別事件と一体的な解決が必要であるため、その関連事件の進行を待たために事実上審理が止まる場合等もあり、このようなケースでは、不可避的に審理期間が長期化する場合がある。

*43 法廷以外に、準備手続室や調停室等の施設についても、これが不足すれば、迅速かつ充実した手続の実現が困難になることから、同様に検討の必要があるものと考えられる。

法廷としての利用（口頭弁論や尋問）に切り替え、効率的な訴訟運営を図ることが可能であるという利点があるにもかかわらず、数に限りがあるために使用できる曜日が限られている、裁判官室からラウンドテーブル法廷が遠く使いづらい（機動的に活用しにくい）という意見が多数あったとの報告もある^{*44}。

1. 5. 2 弁護士の執務態勢等

(1) はじめに

民事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす弁護士の執務態勢に関する要因として、第1回報告書では、①当事者の訴え提起前の準備が不足すると、争点整理や期日の準備に時間を要し、審理が長期化する可能性があるが、訴え提起前の準備は、依頼者が紛争を弁護士に持ち込む時期ないし弁護士へのアクセスの状況と関連すること、②専門訴訟における弁護士の対応が不十分な場合には、争点整理や証拠調べ等に時間を要し、審理が長期化する可能性があること、③弁護士の繁忙等により、期日指定が困難な場合には、期日間隔が長くなり、審理が長期化する可能性があることを指摘した（第1回報告書7頁）。また、第2回報告書においても、事件類型別の長期化要因の検討において、弁護士へのアクセスが容易になると、争点の無用な拡散を防止できる可能性があること等を指摘した（第2回報告書178頁等）。

(2) 弁護士へのアクセスの遅れ

弁護士に相談する時期（アクセス時期）について、2006年利用者調査によれば、弁護士への相談時期は、「裁判になることが分かった後、実際に訴えを起こす（または訴状を受け取る）前」が23.8%、「訴えを起こして（または受け取って）から」が20.2%であり、半数近くが、訴え提起の直前や提起後に弁護士に相談している^{*45}。また、原告と比べ、被告の場合には、特に弁護士へのアクセスが遅いという問題があることは、前記1.2.2(2)において述べたとおりである。このように弁護士へのアクセスが遅れると、訴え提起前の準備が不十分になったり、訴状に対する答弁の準備が遅れたりするといった事態になりかねず、審理が長期化する可能性がある。

(3) 弁護士の負担の過重さ

弁護士の負担について、これが過重になれば、訴訟の準備が不十分になったり、期日が入りにくくなったりするなどして、訴訟の進行が滞ることが考えられる。弁護士の行う業務の作業量について、全体的に把握することは難しいが、ヒアリング等で現れた幾つかの点に着目して検討を行った。

裁判官ヒアリングでは、地域によっては弁護士数が少ない、弁護士の手持ち事件が多いといった指摘があった。この点は、弁護士ヒアリングでも、手持ち事件の多さ等から弁護士は多忙であるとの指摘がされていたところである。この点について、地裁別に、その管内の弁護士会に所属する弁護士一人当たりの民事訴訟事件の新受事件数をみると、比較的規模の小さい弁護士会では、弁護士一人当たりの民事新受事件数が多い傾向がある（【表16】）。当然、弁護士の業務内容は、民事訴訟事件以外に様々なものがあるため、一概にはいえないが、地方都市では、弁護士一人当たりの手持ち訴訟事件数が多いことは統計データ上からもうかがわれるところである。

弁護士の手持ち事件が多い場合、集中証拠調べに対応することが難しくなることが考えられる。弁護士

*44 東京地方裁判所プラクティス委員会第三小委員会・前掲注4・36頁参照

*45 民事訴訟制度研究会・前掲注9・145頁参照

ヒアリングでは、証人との打合せや陳述書の作成等の準備に手間がかかるため、弁護士にとって負担が大きいとの意見があった^{*46}。

そして、弁護士が忙しい原因として、民事事件の手持ち訴訟事件数の問題以外に、弁護士会の会務活動、法科大学院への教員派遣、市や県の公職等に時間が割かれること、刑事事件を受任した場合には、そちらを優先させることなどが、弁護士ヒアリング及び裁判官ヒアリングにおいて指摘された。刑事事件について、公判段階での連日的開廷が前提となる公判前整理手続が浸透し、とりわけ裁判員裁判では、対象事件全件が公判前整理手続に付されることとなるので、その公判期日は、連日的に開廷することとなり、弁護人はその準備に追われる場合もあるので、これまで以上に民事事件への対応が遅れる可能性もあるところである。

このように弁護士に過重な負担があつて繁忙な場合、訴訟の準備が不十分になることや、期日が入りにくくなって期日間隔が長くなることが考えられ、審理が長期化する可能性がある。

【表16】各地裁管内別の弁護士一人当たりの新受事件数
(民事第一審訴訟事件)

	新受事件数	管内弁護士数	一人当たりの事件数
東京地管内	42,000	12,128	3.5
大阪地管内	21,489	3,253	6.6
名古屋地管内	10,298	1,163	8.9
横浜地管内	8,908	965	9.2
高松地管内	1,019	108	9.4
広島地管内	3,676	346	10.6
京都地管内	4,684	427	11.0
札幌地管内	5,246	458	11.5
金沢地管内	1,230	107	11.5
仙台地管内	3,316	284	11.7
新潟地管内	2,034	169	12.0
福岡地管内	9,315	754	12.4
甲府地管内	966	77	12.5
岡山地管内	2,966	230	12.9
長野地管内	1,905	147	13.0
高知地管内	917	68	13.5
前橋地管内	2,307	167	13.8
宇都宮地管内	1,713	120	14.3
さいたま地管内	6,249	437	14.3
福井地管内	950	66	14.4
徳島地管内	867	60	14.5
和歌山地管内	1,311	90	14.6
千葉地管内	6,006	398	15.1
奈良地管内	1,840	116	15.9
松山地管内	1,840	116	15.9
神戸地管内	8,815	554	15.9
那覇地管内	3,235	198	16.3
山形地管内	1,087	65	16.7
静岡地管内	4,656	276	16.9
富山地管内	1,132	67	16.9
水戸地管内	2,388	137	17.4
熊本地管内	2,907	163	17.8
函館地管内	598	33	18.1
大津地管内	1,574	82	19.2
津地管内	1,846	96	19.2
大分地管内	1,894	96	19.7
福島地管内	2,323	115	20.2
岐阜地管内	2,423	119	20.4
釧路地管内	1,060	50	21.2
長崎地管内	2,148	98	21.9
山口地管内	2,385	102	23.4
旭川地管内	1,006	43	23.4
松江地管内	972	39	24.9
盛岡地管内	1,759	69	25.5
秋田地管内	1,595	60	26.6
宮崎地管内	2,090	75	27.9
鹿児島地管内	2,930	101	29.0
鳥取地管内	1,360	46	29.6
佐賀地管内	1,900	60	31.7
青森地管内	2,388	64	37.3
合計	199,523	25,062	8.0

弁護士が300人以上の地域

弁護士が100人未満の地域

※ 弁護士数は、平成20年4月1日現在の数値である。

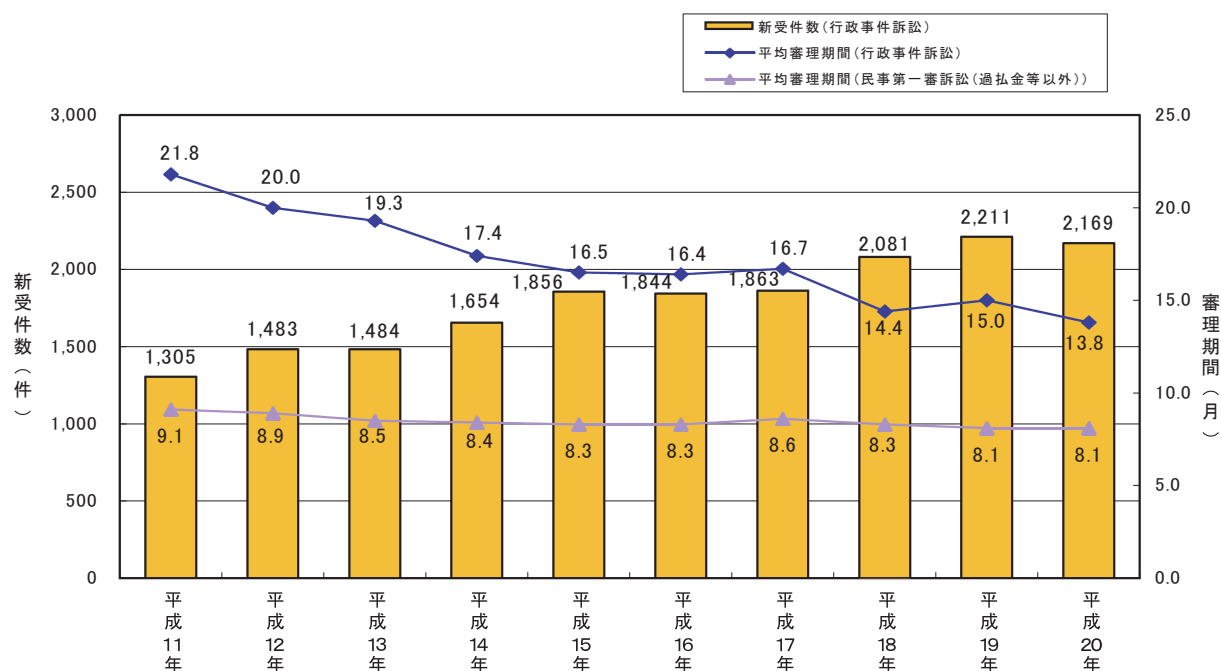
*46 他方で、弁護士ヒアリングでは、一気に証拠調べを実施した方が、トータルとしての準備に要する時間も短くなるとの指摘もあった。

(参考) 行政事件訴訟の長期化要因

1 行政事件訴訟の新受件数・審理期間の動向等

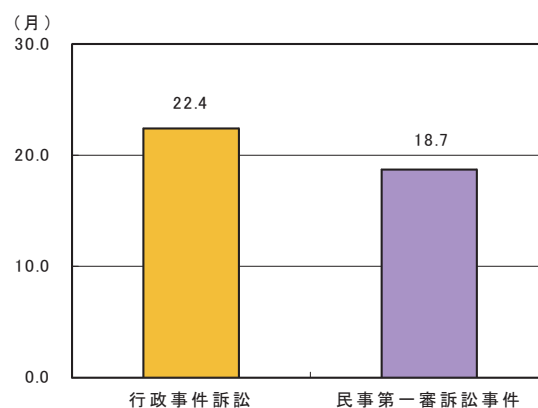
地方裁判所における行政事件訴訟の新受件数は、平成11年には1305件であったが、平成20年には2169件と、約1.7倍に増加している。これに対し、平均審理期間は平成11年が21.8月であったものが平成20年には13.8月となっており、大幅に短縮している（【図1】）。しかし、地方裁判所における民事第一審訴訟（過払金等以外）の平成20年既済事件の平均審理期間は8.1月であり（【図1】）、行政事件訴訟の平均審理期間は、これと比べて約1.7倍もの長期に及んでいる。

【図1】 新受件数(行政事件訴訟)と平均審理期間(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟(過払金等以外))の推移



人証調べを実施した事件に限って平成20年既済事件の平均審理期間をみると、行政事件訴訟では22.4月となっており、民事第一審訴訟事件の18.7月と比べて約1.2倍となっている（【図2】）。

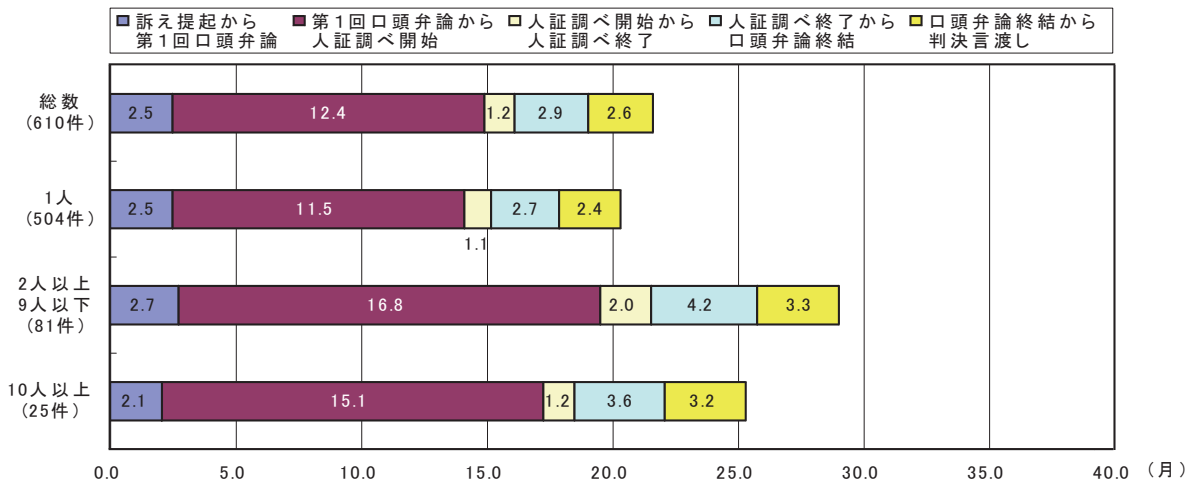
【図2】 人証調べ実施事件における平均審理期間(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)



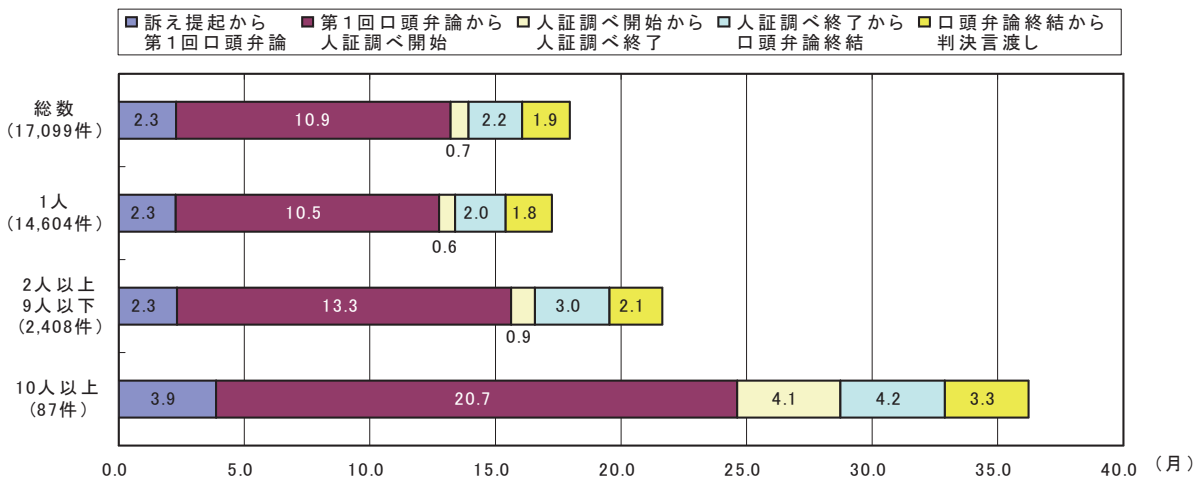
2 民事第一審訴訟事件一般に共通する長期化要因の検討

民事第一審訴訟事件一般に共通する長期化要因のうち、主に争点整理の長期化に関連する要因（1.2）、主に証拠収集方法に関連する要因（1.3）のうち証拠の偏在（1.3.3(1)）、裁判所、弁護士の執務態勢等に関連する要因（1.5）については、その多くが行政事件訴訟についても妥当すると考えられる。例えば、原告多数の事件が長期化する傾向にあることは、行政事件訴訟においても基本的と同様である（【図3】、【図4】）^{*1}。しかも、行政事件訴訟では、民事第一審訴訟（過払金等以外）に比べ、原告多数事件の占める割合が高く、特に、原告数10人以上の事件の占める割合を比較すると、行政事件訴訟の方が顕著に高くなっている（【図5】）。また、専門的知見を要する事案に関連する要因（1.4）は、後記のとおり、行政事件訴訟にも基本的に妥当するものと考えられる。

【図3】 人証調べを実施して判決で終局した事件における原告の人数別の各手続段階の平均期間の状況（行政事件訴訟）



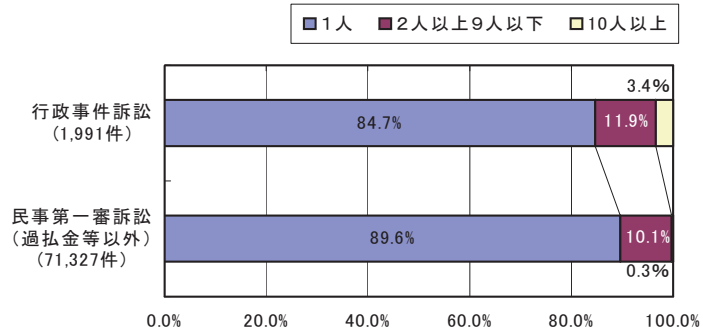
【図4】 人証調べを実施して判決で終局した事件における原告の人数別の各手続段階の平均期間の状況（民事第一審訴訟事件）



*1 図3をみると、原告数10人以上の事件では、原告数2人以上9人以下の事件よりも平均審理期間が短くなっているが、これは、該当する事件数が少ないため、個別事件の影響が大きく反映したものと考えられる。

これに対し、主に争点整理の長期化に関連する要因（1.2）のうち被告側特有の事情（1.2.2(2)）については、行政処分等を行った行政庁に処分理由を裏付ける資料が存在するのが通常であることから、行政事件訴訟においては、必ずしも妥当しないと考えられる。また、裁判所、弁護士の執務態勢等に関連する要因（1.5）のうち合議体による審理の活用の点（1.5.1(4)）は、行政事件訴訟は、原則として合議体によって審理されていることから、妥当しないと考えられる。

【図5】原告の人数別の事件割合
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



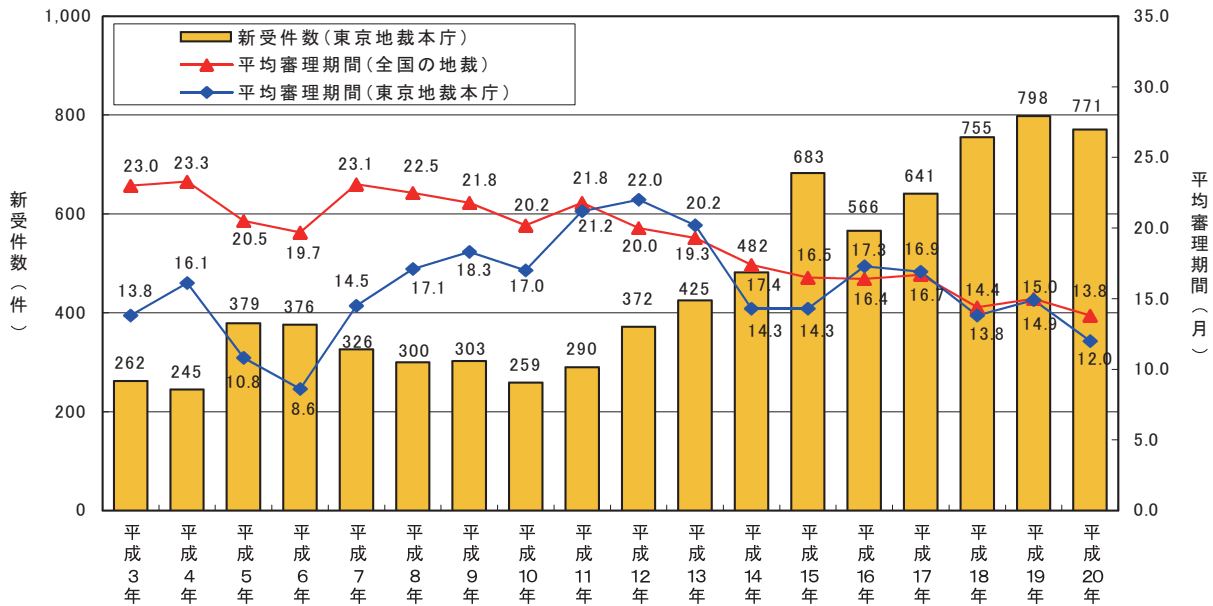
※ 図の数値は、欠席判決を除いた数値である。

3 行政事件訴訟の専門性について

- (1) 行政事件訴訟のうち原子炉設置許可処分の取消訴訟のような訴訟において科学的、専門的技術事項に関わる専門性が長期化要因として働くメカニズムは、医事関係訴訟、建築関係訴訟等の民事第一審訴訟事件の場合と大きく異なるものと考えられることから、行政法規の構造や規定内容の複雑性といった意味での行政事件訴訟の専門性に焦点を当てて、以下検討する。
- (2) 行政事件訴訟の審理においては、処分等の根拠となる行政法規を、関連法規も含め、的確に理解することが大前提となるが、行政法規の数は膨大であり、個々の法規や行政分野ごとに様々な特色を有している。通常、行政事件訴訟の原告となる者は一般私人であり、行政の専門家ではないことから、一般的には、行政法規に精通しているわけではないし、訴訟代理人として弁護士が付いた場合であっても、行政事件訴訟を専門に取り扱う少数の弁護士のほかは、必ずしもすべての行政法規に精通しているわけではなく、主張立証活動の前提として、行政法規を的確に理解することが大きなハードルとなっているものと考えられる。
- (3) それに加えて、審理を主宰する裁判所の側においても、行政事件訴訟の係属数の少ない地方の庁において、行政事件訴訟の審理経験の少ない合議体が担当したような場合、前記の意味での行政事件訴訟の専門性に対応しきれず、これが長期化要因の一つとなる場合もあり得るものと思われる。
- (4) これに対し、東京地裁本庁には、行政事件専門部が設けられており、所属の裁判官は行政事件訴訟の審理に習熟していると考えられる。また、行政事件訴訟に手馴れた弁護士が選任された事件が数多く存するものと考えられる。

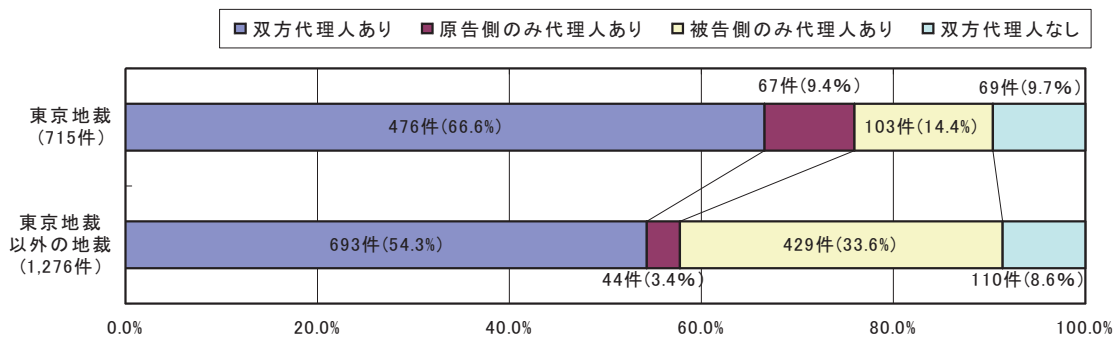
そこで、東京地裁と東京地裁以外の地裁を比較してみる。前記のとおり、平成11年から平成20年までの間に全国の行政事件訴訟の新受件数は、1305件から2169件へと約1.7倍に増えているが（前掲【図1】参照）、同じ期間に、東京地裁の新受件数は、290件から771件へと約2.7倍に急増している（【図6】）。事件の内容をみると、東京地裁では、住民訴訟や社会保障関係訴訟だけでなく、社会の国際化を反映した国際取引に関する課税訴訟（複雑な取引スキームの経済的合理性、外国の税制や国際条約の解釈等が問題となる。）等の複雑困難な租税関係訴訟、外国人事件（原告自身の体験やその出身国の社会状況等について長期にわたる事実関係が争われ、通訳を要する人証調べが必要となることが多い。）が増加しているといわれており、特に後2者の事件の増加は、東京地裁の特徴ではないかと思われる。

【図6】 東京地裁本庁における新受件数及び平均審理期間並びに全国の地裁の平均審理期間（行政事件訴訟）



東京地裁では、他の地裁と比べて、当事者双方に訴訟代理人が選任されている事件の割合が高いこと（【図7】）、判決に対する上訴率及び上訴事件割合も高くなっていること（【図8】、【図9】）などからすると、東京地裁の行政事件専門部には、当事者の対立の激しい複雑困難な事件が多数係属していることがうかがわれる。

【図7】 東京地裁及び東京地裁以外の地裁における訴訟代理人の選任状況（行政事件訴訟）

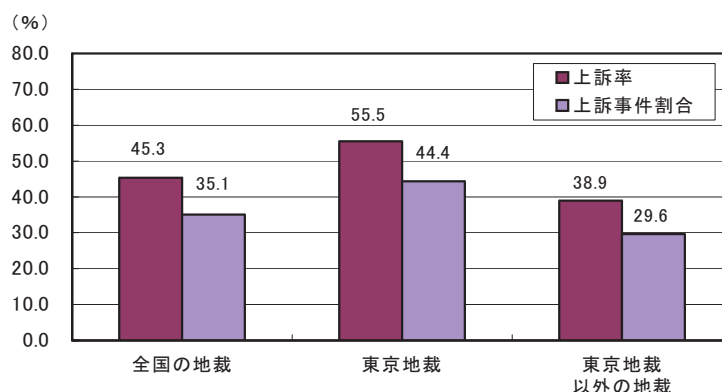


※ 図の数値は、欠席判決を除いた数値である。

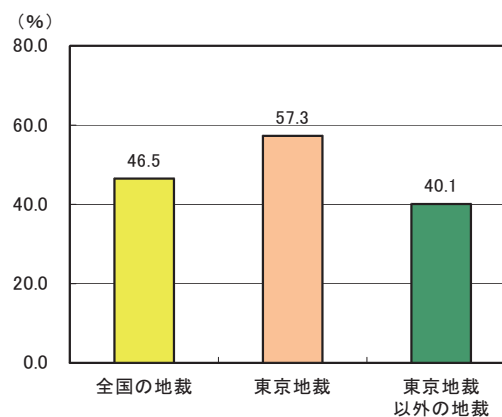
このような状況の中にあっても、全国の平均審理期間と比べて、東京地裁の平均審理期間が平成10年以前では下回っており、平成11年以降もほぼ同じ水準で推移していることや、平成12年以降、東京地裁の平均審理期間がおおむね短縮傾向にあることと（【図6】）、民事第一審訴訟（過払金等以外。ただし、欠席判決で終局した事件を除く。）

では東京地裁本庁の平均審理期間（平成20年は9.6月）が全国平均（同年は9.4月）よりも若干上回る傾向にあることとを対比すると、専門的処理体制によって事件処理に当たることの重要性（迅速化への寄与）が表れており、前記の意味での行政事件訴訟の専門性が審理期間に与える影響の大きさを示すものと考えられる。

【図8】 上訴率及び上訴事件割合
（行政事件訴訟）



【図9】 対席判決における上訴率
（行政事件訴訟）



4 まとめ

以上のとおり、行政事件訴訟では、民事第一審訴訟事件に共通する長期化要因の多くが妥当するほか、行政法規の構造や規定内容の複雑性に起因する専門性が、審理期間に少なからぬ影響を与えているものと考えられる。

(参考) 人事訴訟の長期化要因

前掲Ⅱ1.1.3(参考) 家庭裁判所における人事訴訟の概況【表1】によれば、人事訴訟¹⁾の平均審理期間は、民事第一審訴訟(過払金等以外)よりも1.9月長い。その理由としては、人事訴訟事件は、通常訴訟事件と比較して、欠席判決により終局する場合でも証拠調べが必要であること、対席事件についても、通常訴訟事件では相当数ある実質的に争いのない事案が、人事訴訟事件では相対的に少なく、また、当事者双方が婚姻中の生活関係等の諸事情を広く主張しようとし、それらの諸事情に感情的な思い入れを持っているため、争点を絞り込もうとするのは、かえって円滑、迅速な審理に資さないことが多いことのほか、財産の分与に関連して、財産に関する証拠が一方当事者に偏在している場合も少なくないことなどの特徴があるためと考えられるので、以下、これらについて検討する。

まず、欠席事件については、【表1】のとおり、欠席判決により終局した人事訴訟の平均審理期間は、同じように欠席判決により終局した民事第一審訴訟(過払金等以外)の平均審理期間よりも2.3月長い。

その理由は、人事訴訟事件においては、被告が答弁書を出さずに欠席した事件についても、証拠調べなしに判決することはできないとされていること(人事訴訟法19条1項による民事訴訟法159条1

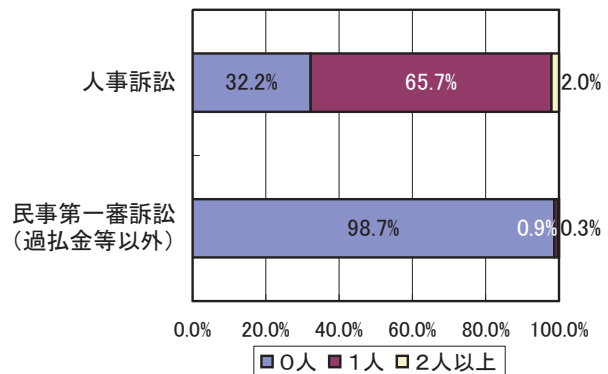
項、179条等の適用除外)から、【表2】のとおり、欠席判決により終局した人事訴訟の約7割で人証調べがされていることが、通常訴訟事件との違いとして大きいためと考えられる。すなわち、人証調べを行うためには1月程度余分に審理期間が必要になる²⁾し、人証調べを終えて口頭弁論を終結しても、人証調べの結果を記載した調書の作成やそれを踏まえての判決書の作成に一定の時間を要するなどの理由から、口頭弁論終

【表1】 欠席判決とそれ以外により終局した事件別の平均審理期間等(人事訴訟及び民事第一審訴訟)

事件の種類	人事訴訟		民事第一審訴訟(過払金等以外)	
	欠席判決	欠席判決以外	欠席判決	欠席判決以外
終局事由				
事件数	1,527	9,334	15,929	71,327
事件割合	14.1%	85.9%	18.3%	81.7%
平均審理期間(月)	5.0	10.9	2.7	9.4

【表2】 欠席判決で終局した事件において調べた人証数(人事訴訟及び民事第一審訴訟)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟(過払金等以外)
0人	492 32.2%	15,726 98.7%
1人	1,004 65.7%	151 0.9%
2人以上	31 2.0%	52 0.3%
計	1,527 100.0%	15,929 100.0%



*1 人事訴訟のうち、離婚を求める訴訟が9割を占めることから、ここでは、離婚訴訟を念頭に置いて記述する。
 *2 欠席事件で人証調べに至るまでの審理の流れとしては、第1回口頭弁論期日に被告が出頭せず、人証調べのための続行期日を指定するか、あるいは、第1回口頭弁論期日前から被告の不出頭が見込まれる場合であっても、第1回口頭弁論期日において人証調べを実施するため、原告に陳述書の提出と人証申請を促し、原告代理人とも調整した上で期日指定等を行っている。このような続行期日ないし第1回口頭弁論期日前の準備のために、1月程度時間を要する。

V 民事訴訟事件に関する分析

結から判決言渡しまでも1月程度を要することは多い。

さらに、近年の人事訴訟においては、【表3】のとおり、涉外事件（当事者の一方又は双方が外国人である事件）の比率が相当に高く、これらの事件の中には、訴状等の翻訳準備や外国への送達に時間を要する事件が一定数あるところ、外国に送達するとなると、送達に万全を期するために第1回口頭弁論期日を8月以上先に指定することも少なくない（民事訴訟法110条1項4号、112条2項参照）。外国に送達を要するような事件では、被告が欠席することも多いと考えられるため、このことも、欠席判決で終局した人事訴訟の平均審理期間を押し上げる要因として挙げられる。

以上にみた欠席事件ではほとんどの事件が判決で終局することから、次に、対席事件の概況をみるため、欠席判決以外により終局した事件について比べると、前掲【表1】のとおり、人事訴訟の平均審理期間は、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均審理期間と比べて1.5月長い。

これは、通常訴訟事件においては、対席事件であっても、実質的に争いのない事件、すなわち被告が原告の主張を争わず、短期に認容判決に至る事件や、第1回口頭弁論期日又は支払条件等を詰めるためだけの一、二回程度の和解期日等で和解が成立する事件が相当数あると考えられるのに対し、人事訴訟事件においては、原則として訴えの提起前に調停手続を経なければならず（家事審判法18条1項）、訴訟になる事件の多くは調停が成立しなかった事件であることもあり、対席事件で実質的に争いが無い事件が少ないという違いによるものと考えられる。実際、審理期間別の事件割合をみても、【図4】のとおり、人事訴訟においては、訴えの提起後6月以内に終局している事件の割合が民事第一審訴訟（過払金等以外）よりも低いことが、このことをよく示している。

人事訴訟事件が、争点整理が長期化しがちな類型（前記1.2.5）には該当しないと考えられるにもかかわらず、審理期間が6月を超える人事訴訟が相当数あるのは、人事訴訟事件においては、例えば、離婚事件で「婚姻を継続し難い重大な事由」の有無が争いになった場合を考えると、当事者は、婚姻当初からの当事者間の生活関係等の諸事情を主張しようとするのが少なくないためと考えられる。すなわち、通常訴訟事件においては、主張が拡散する場合には、一般に、争点を絞り込むことが迅速な審理のために効率的であると考えられるのに対し、人事訴訟事件においては、当事者もこのような諸事情に思い入れがあるため、争点を絞り込もうとすると感情的な反発を招き、かえって円滑、迅速な審理に資さないことが多く、審理に時間を要すると考えられる。

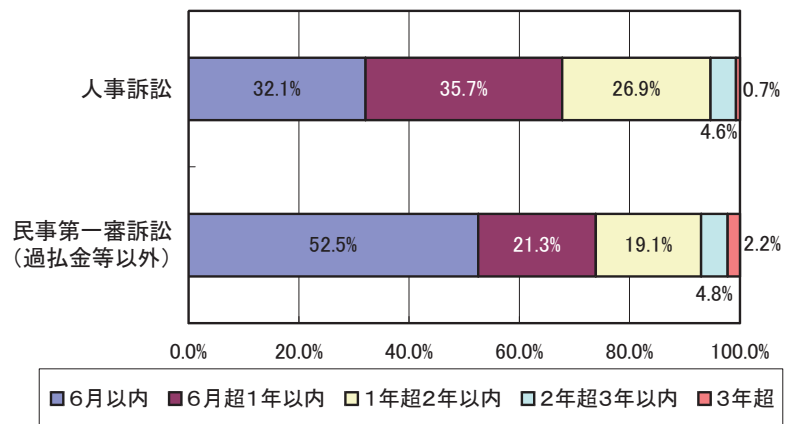
また、前掲Ⅱ1.1.3（参考）家庭裁判所における人事訴訟の概況【表15】のとおり、離婚事件でも、財産

【表3】 東京家庭裁判所本庁及び大阪家庭裁判所本庁における涉外人事訴訟の状況（平成19年に終局した事件）

	人事訴訟 総数	うち当事者の 一方又は双方が 外国人である 事件数	涉外事件率
東京家庭裁判所 本庁	1,203	132	11.0%
大阪家庭裁判所 本庁	596	68	11.4%

※ 家庭局の実情調査の結果に基づく概数である。

【図4】 欠席判決以外で終局した事件の審理期間区別事件割合（人事訴訟及び民事第一審訴訟）



分与の申立てのあった事件の方が、ない事件よりも平均審理期間が3.6月長いところ、財産分与が問題になる事案では、夫婦の一方のみが財産を管理していることも少なくなく、このような場合には証拠が一方に偏在すること（前記1.3.3(1)）から、当事者が相手の出方を見ながら証拠を提出したり、調査嘱託等の手続に時間を要したりして、財産を確定するための審理が必要になり、これが人事訴訟事件の審理期間を押し上げる場合もある。

以上のような審理対象の特質に関する点において、人事訴訟事件の長期化要因は通常訴訟事件と差異があると考えられるが、その他の当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮、裁判所や弁護士の執務態勢といった要因については、通常訴訟事件と同じように考えられる。